

令和4年度

# あたちの介護保険

《令和3年度実績》



足立区



# 目 次

1-1	介護保険 主要項目の年度別推移	1
	●高齢者数と内訳	
	●高齢者数と高齢化率の推移	
	●要介護（要支援）認定者数、受給者数、受給率の推移	
	●保険給付費と介護保険料基準月額の推移	
	●居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の推移	
	●第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移	
1-2	23区と比較	4
	●各区の第1号被保険者数および高齢化率	
	●各区の要介護（要支援）認定者数、認定率の状況	
	●各区の要介護（要支援）認定者数、受給者数、受給率の状況	
2	令和3年度介護保険特別会計決算状況	6
	(1) 介護保険特別会計	(2) 一般会計(介護保険課分)
3	第1号被保険者および保険料賦課収納の状況	9
	(1) 人口と第1号被保険者数	(2) 第1号被保険者異動事由別増減者数内訳
	(3) 所得段階別第1号被保険者数	(4) 所得段階別年間保険料額
	(5) 保険料減免	(6) 軽減該当者
	(7) 徴収方法別保険料賦課収納状況	(8) 介護保険料滞納による差押え件数および金額
	(9) 境界層該当による保険料段階変更者数	(10) 保険料口座振替申込状況
4	要介護・要支援認定の状況	14
	(1) 要介護・要支援認定申請状況	(2) 要介護・要支援認定者数

(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数	(4) 要介護・要支援認定件数	
(5) 一次判定と二次判定の相関表	(6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数	
(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数		
<b>5 保険給付の状況</b>		<b>18</b>
(1) 介護サービス別保険給付費	(2) 介護サービス受給者数の推移	
(3) 要介護度別居宅サービス利用状況	(4) 要介護度別介護予防サービス利用状況	
(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況	(6) 要介護度別施設サービス利用状況	
(7) 高額介護（介護予防）サービス費		
(8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費		
(9) 利用者負担額減額状況		
<b>6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化</b>		<b>25</b>
(1) 介護サービス事業所数	(2) 老人福祉施設等新規一覧	
(3) 足立区介護保険事業者連絡会	(4) 審査請求	
(5) 事業者への実地指導結果	(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括 支援センターの相談状況	
(7) 事故発生件数	(8) 介護給付適正化実施状況	
<b>7 地域支援事業</b>		<b>29</b>
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	(2) 包括的支援事業	
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分事業）	(4) 任意事業	
(5) 地域支援事業の事業規模と財源構成		
<b>8 新型コロナウイルス感染症対策</b>		<b>35</b>
<b>9 その他の事業</b>		<b>37</b>
(1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業	(2) 認知症介護実践者研修等	
(3) 広報活動等		

(参考資料)

資料 1	令和 3 年度の組織および分掌事務	40
資料 2	足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会	41
	(1) 令和 3 年度開催状況	(2) 委員名簿
資料 3	足立区介護保険制度のあゆみ	47
資料 4	制度発足以来の推移	56

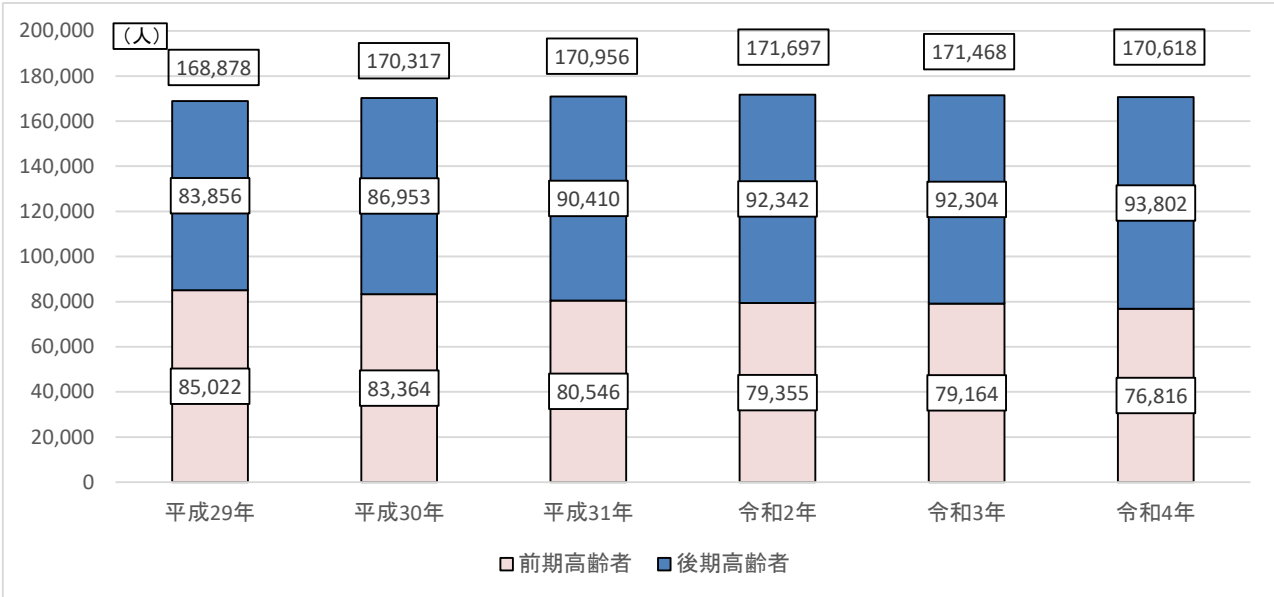
表中の千円単位・百万円単位の計数及び構成比については、単位未満を四捨五入をしているため、各計数の合計と合計欄が一致しない場合がある。

同様に、増減額、増減率、構成比等についても、各表内計数と一致しない場合がある。



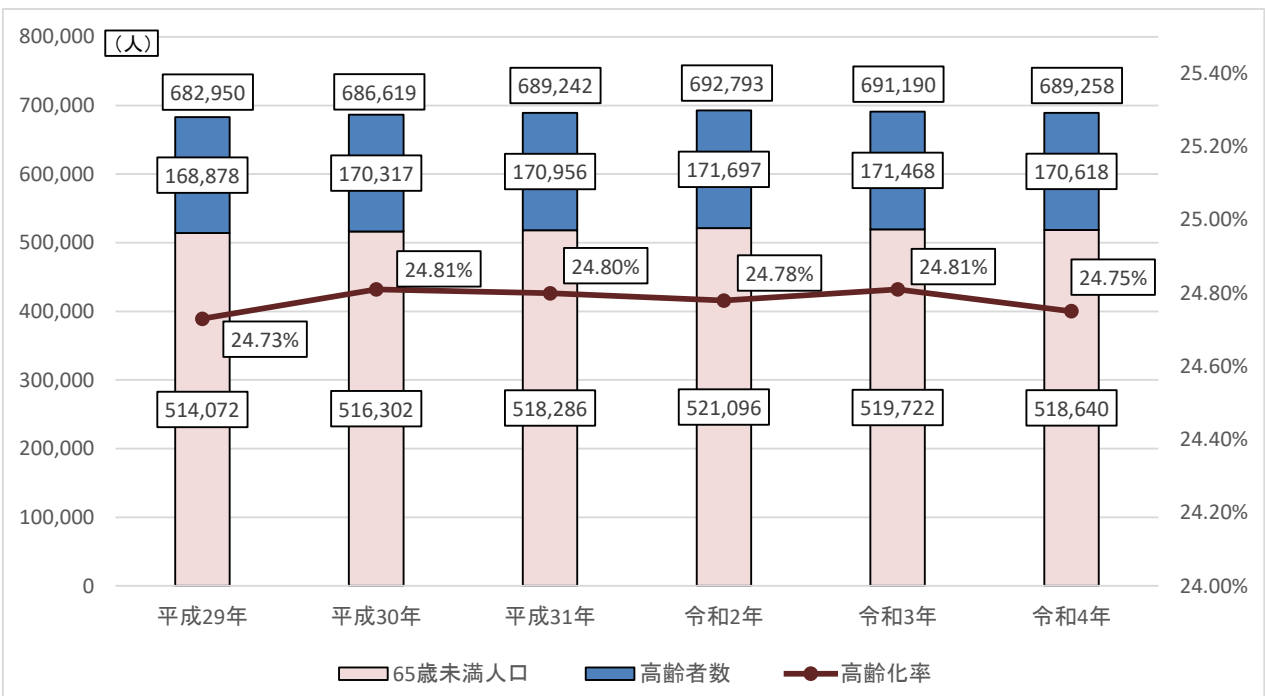
## 1-1 介護保険 主要項目の年度別推移

### ●高齢者数と内訳(各年4月1日現在)



令和4年の高齢者数は170,618人で、後期高齢者数は93,802人、前期高齢者数は76,816人となっている。平成30年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、増加を続けている。

### ●高齢者数と高齢化率の推移(各年4月1日現在)

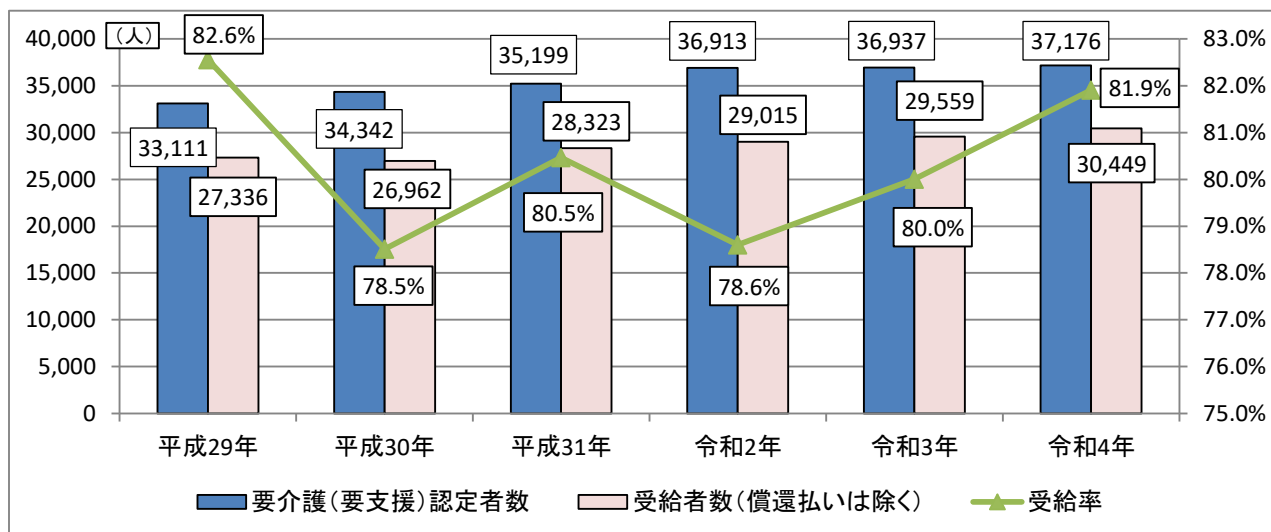


令和4年の足立区の総人口は689,258人で、高齢者数は170,618人、高齢化率は24.75%となっている。高齢者数は平成29年から令和2年まで増加を続けていたが、令和3年から減少に転じた。高齢化率は令和3年の24.81%から0.06%減少となっている。

※高齢化率とは、足立区の総人口に占める65歳以上の人口の割合。

【1-1 介護保険 主要項目の年度別推移】

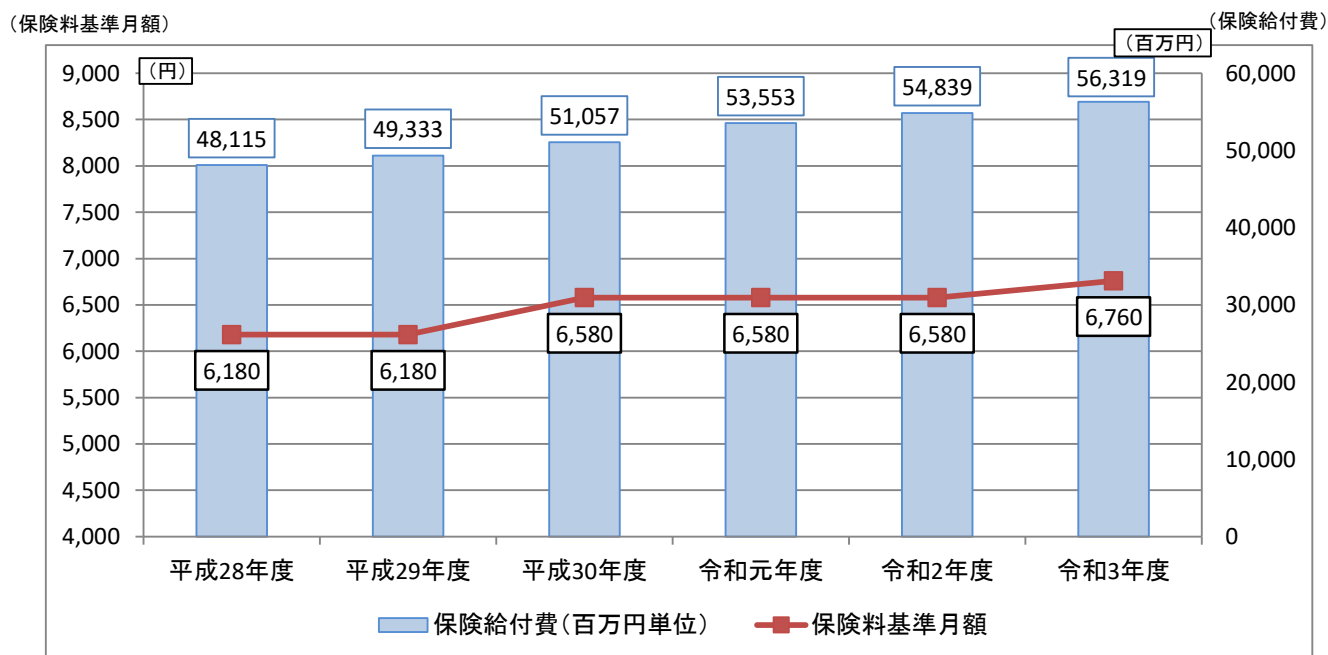
●要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の推移(各年4月1日現在)



令和4年の要介護(要支援)認定者数は37,176人、そのうち介護サービス受給者数(令和4年5月月報:令和4年3月サービス分)は30,449人で、受給率は81.9%となっている。平成29年以降、認定者数は増加を続けているが、受給者数及び受給率については、平成28年10月に介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行となったことから一時減少したが、平成30年からは、ほぼ増加傾向にある。

※受給率とは、足立区の要介護(要支援)認定者数に占める介護サービス受給者数の割合。

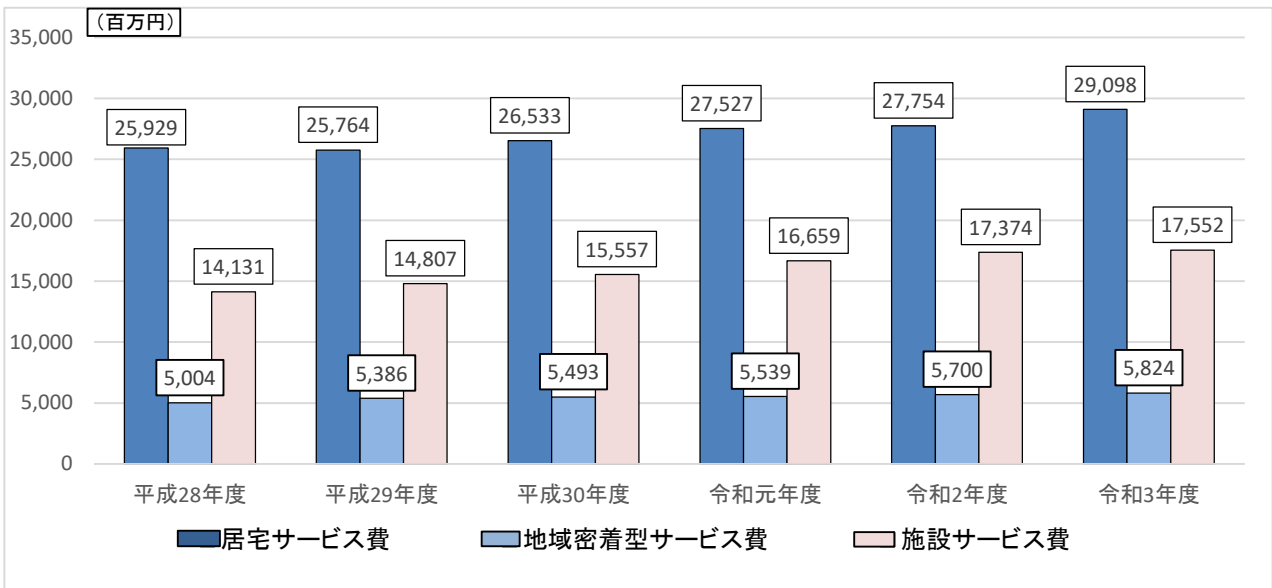
●保険給付費と介護保険料基準月額推移



令和3年度保険給付費は約563億円で、平成28年度の約1.17倍となっている。この間、介護保険料基準額(月額)は、平成30年度から3年間は6,580円、令和3年度から6,760円となっている。

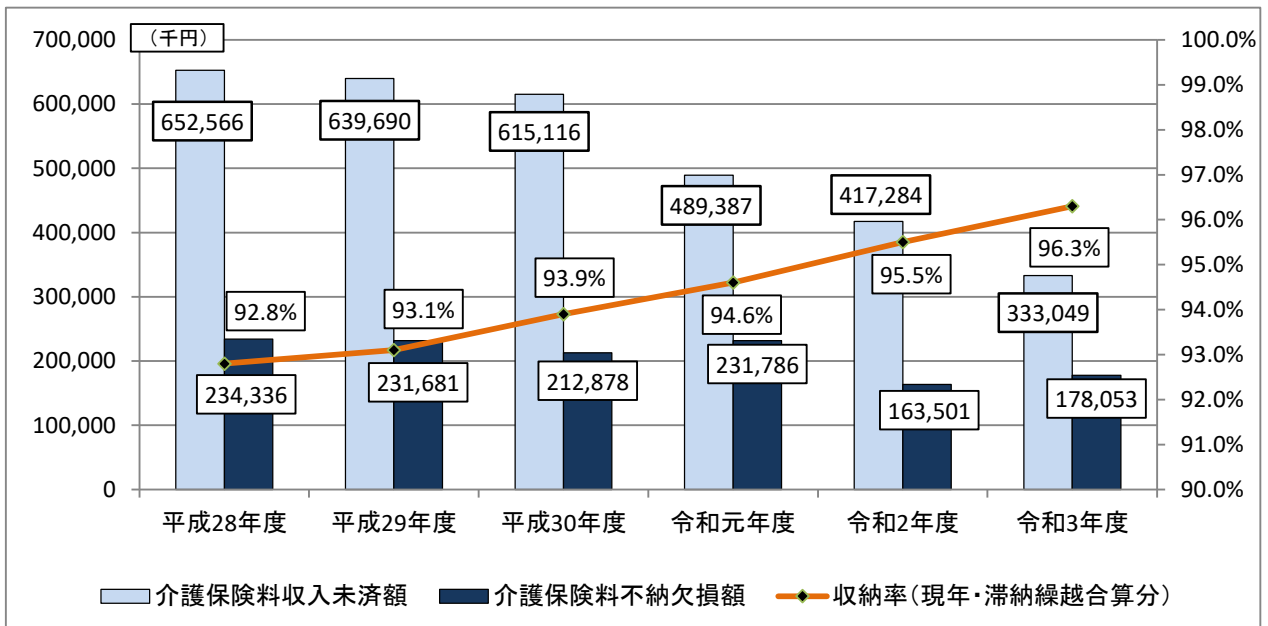


●居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の推移



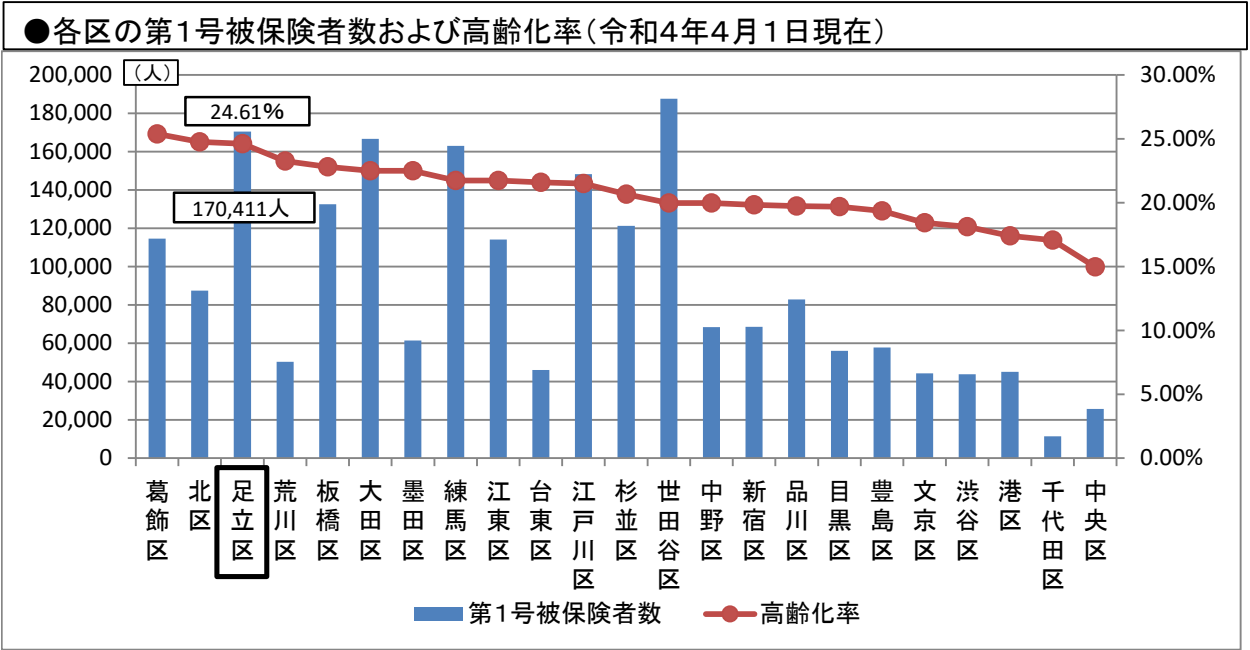
令和3年度居宅サービス費は約291億円で、平成28年度の約1.12倍となっている。また、地域密着型サービス費は約58億円で、平成28年度の約1.16倍、施設サービス費は約176億円で、平成28年度の約1.24倍となっている。

●第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移



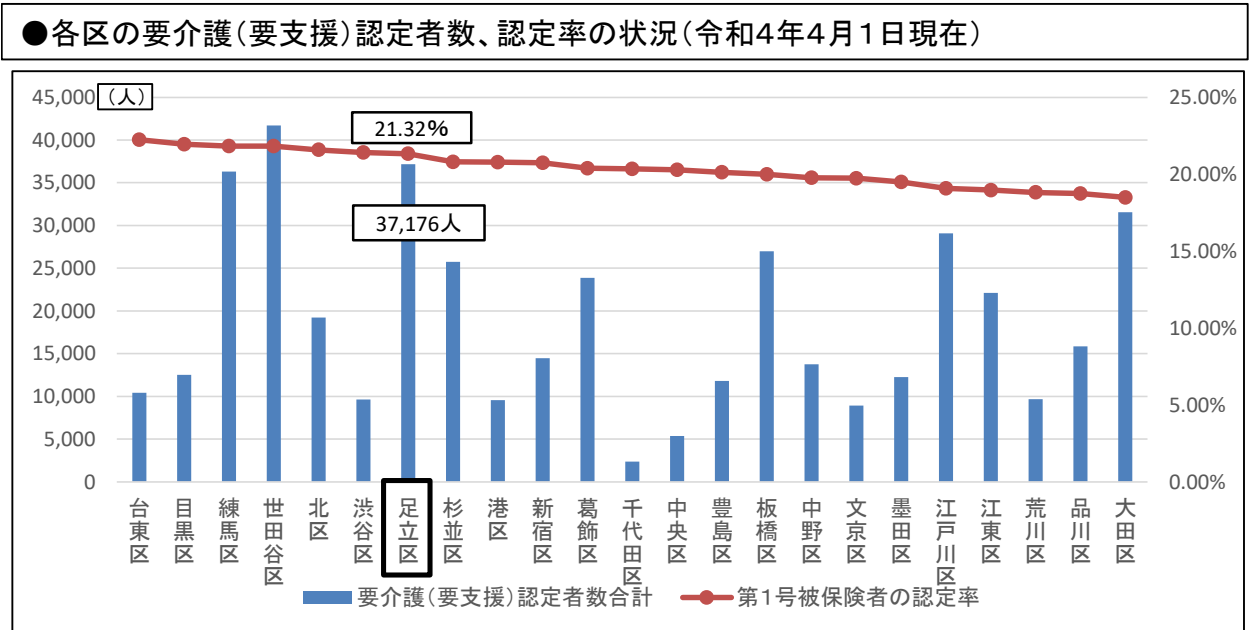
令和3年度介護保険料収入未済額は約3億3千3百万円、介護保険料不納欠損額は約1億7千8百万円、収納率は96.3%となっている。収納率は平成27年度以降上昇を続けている。

# 1-2 23区の比較



第1号被保険者数および高齢化率の23区比較において、足立区の第1号被保険者数は170,411人で23区中2位、高齢化率は24.61%で、23区中3位（高齢者人口による高齢化率（1ページ）では1位）となっている（令和4年4月1日現在）。

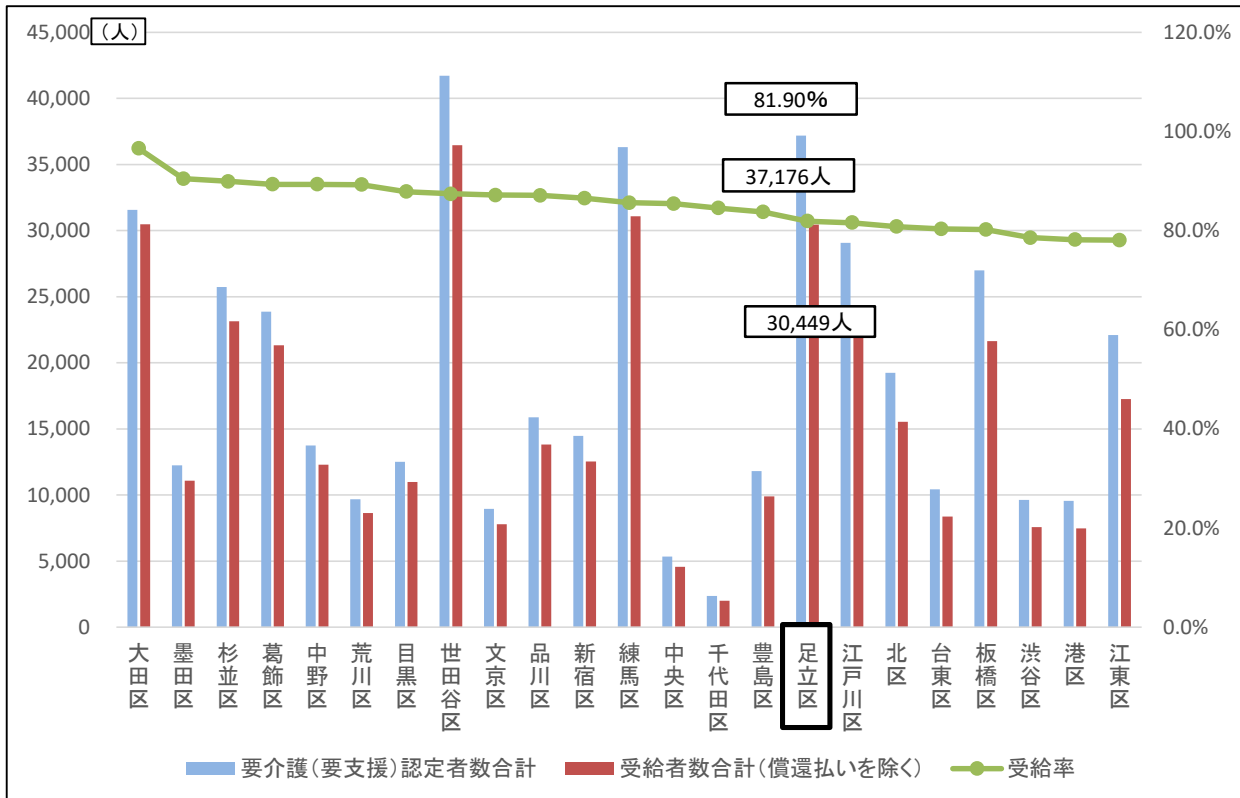
※ここでの高齢化率は、第1号被保険者数による高齢化率であり、「第1号被保険者数÷東京都の人口（推計）による各月の23区の人口」により算出している。



要介護(要支援)認定者数および認定率の23区比較において、足立区の認定者数は37,176人で、23区中2位、認定率は21.32%で、23区中7位となっている。

※認定率とは、第1号被保険者数に占める認定者数の割合。一般に介護予防効果を表す指標のひとつとされている。

●各区の要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の状況



※介護保険事業状況報告より

要介護(要支援)認定者数(令和4年4月1日現在)  
受給者数(令和4年1月サービス分)

要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の23区比較において、足立区の認定者数は37,176人で、23区中2位、受給者数(令和4年3月月報:令和4年1月サービス分)は30,449人で、23区中4位、受給率は81.90%で23区中16位となっている。

## 2 令和3年度介護保険特別会計決算状況

### (1) 介護保険特別会計

令和3年度の介護保険特別会計の歳入総額は、約632億4千4百万円となった。

一方、歳出では、保険給付費関係が歳出全体の約91.5%を占めており、給与費、一般事務費などの総務費、給付準備基金への積立金、地域支援事業費、諸支出金を含め、歳出総額は、約615億3千8百万円となった。

#### 【款別決算内訳】

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	構成比
歳 入	介護保険料	12,036,216	12,200,391	19.3%
	使用料及び手数料	1	1	0.0%
	国庫支出金	15,145,755	14,442,446	22.8%
	都支出金	8,781,910	8,574,081	13.5%
	支払基金交付金	16,296,962	15,643,863	24.7%
	財産収入	3,350	3,332	0.0%
	繰入金	10,547,001	10,547,001	16.7%
	繰越金	1,803,267	1,803,267	2.9%
	諸収入	48,245	29,905	0.1%
	<b>歳入合計</b>	<b>64,662,707</b>	<b>63,244,287</b>	<b>100%</b>
歳 出	総務費	1,201,030	1,081,839	1.8%
	保険給付費	58,805,233	56,319,037	91.5%
	基金積立金	1,087,144	1,087,126	1.8%
	地域支援事業費	2,880,262	2,365,628	3.8%
	諸支出金	689,038	684,541	1.1%
	<b>歳出合計</b>	<b>64,662,707</b>	<b>61,538,172</b>	<b>100%</b>
<b>差引次年度繰越金</b>		<b>*****</b>	<b>1,706,115</b>	<b>*****</b>

#### (ア) 基金の残高

##### ①給付準備基金

令和3年度末現在残高 4,321,156,988 円

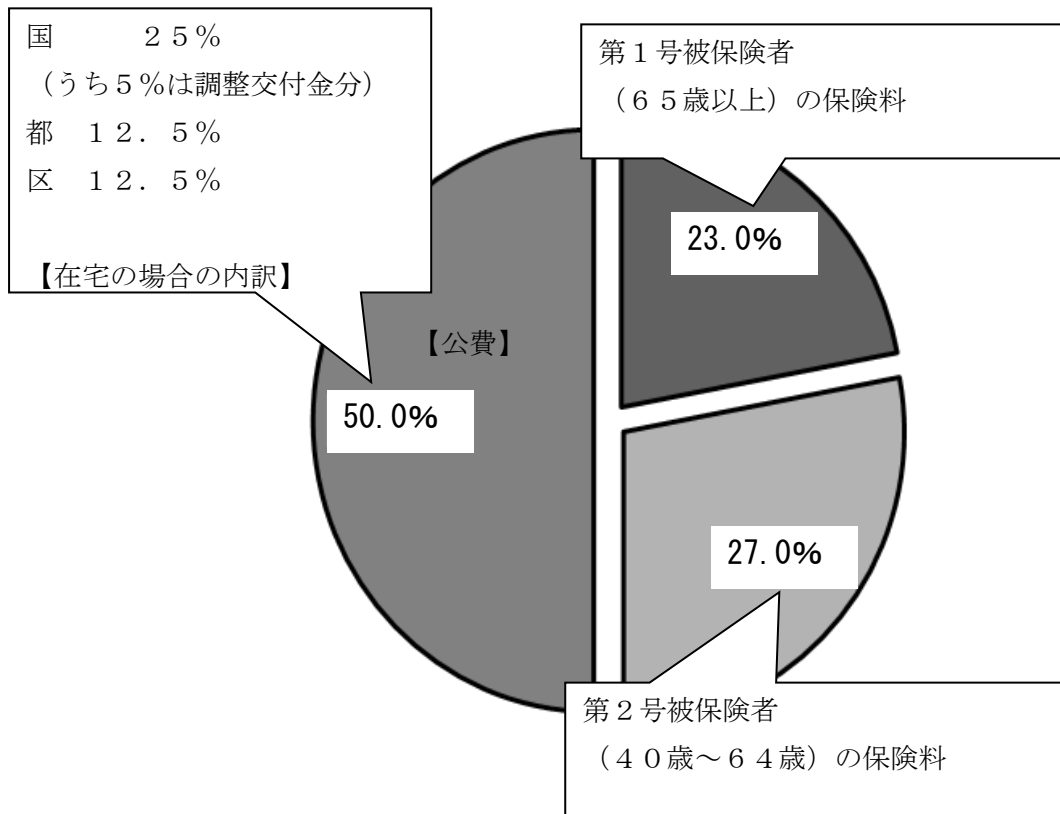
(イ) 保険給付費の財源割合 (在宅の場合)

保険給付費の財源割合は全国標準では半分が保険料、半分が公費で構成されている。ただし、国の負担分(調整交付金分)の5%については、全国の区市町村で調整され、令和3年度の足立区の財源割合は以下のとおりである。

(足立区の令和3年度保険給付費の財源割合)

65歳以上の人の保険料 (22.74%)    40歳～64歳の人の保険料 (27%)  
 足立区の負担金 (12.5%)    東京都の負担金 (12.5%)    国の負担金 (20%)  
 国の調整交付金 (5.26%)

(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合 (在宅の場合)



【2 令和3年度介護保険特別会計決算状況】

(2) 一般会計（介護保険課分）

令和3年度の一般会計の歳入総額は、国庫支出金、都支出金、財産収入、繰入金、諸収入で約13億2千6百万円となった。

歳出は、介護保険特別会計の保険給付費法定負担分(12.5%)、地域支援事業費法定負担分(介護予防事業 12.5%、包括的支援・任意事業 19.25%)、事務関係費を一般会計から繰出す繰出金が約98億3千万円。そして、特別養護老人ホーム等の整備助成事業や介護従事者永年勤続褒賞事業、生計困難者に対する利用者負担額軽減に対する助成などの民生費が約4億2百万円、歳出総額は、約102億3千2百万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	構成比
歳入	国庫支出金	455,230	456,066	34.4%
	都支出金	449,907	435,029	32.8%
	財産収入	0	82	0.0%
	繰入金	423,185	423,185	31.9%
	諸収入	11,826	11,901	0.9%
	歳入合計	1,340,148	1,326,263	100%
歳出	諸支出金	9,830,109	9,830,109	96.1%
	民生費	416,238	401,605	3.9%
	歳出合計	10,246,347	10,231,714	100%

### 3 第1号被保険者および保険料賦課収納の状況

#### (1) 人口と第1号被保険者数

区 分	令和3年度 人 数	令和2年度 人 数	増 減
区 人 口	689,258	691,190	▲1,932
第1号被保険者数	170,411	171,293	▲882
65～74歳	76,714	79,058	▲2,344
75歳以上	93,697	92,235	1,462
住所地特例者(再掲)	1,036	1,018	18
外国人数(再掲)	2,576	2,469	107

令和4年3月31日現在

注)「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

#### (2) 第1号被保険者異動事由別増減者数内訳(令和3年度中)

増	転入	職権復活	65歳到達	適用除外 非該当	その他	計
	1,261	224	6,298	0	299	8,082
減	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計
	1,626	31	7,080	2	225	8,964

#### (3) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
令和3年度人数	40,401	14,526	13,841	19,212	16,276	20,637	21,769
令和3年度割合	23.7%	8.5%	8.1%	11.3%	9.6%	12.1%	12.8%
令和2年度人数	40,696	14,117	13,493	20,102	16,235	20,885	20,067
令和2年度割合	23.8%	8.2%	7.9%	11.7%	9.5%	12.2%	11.7%

所得段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
令和3年度人数	11,390	3,807	2,450	2,104	1,066	950	555
令和3年度割合	6.7%	2.2%	1.4%	1.2%	0.6%	0.6%	0.3%
令和2年度人数	11,562	5,419	3,937	1,444	1,345	861	1,130
令和2年度割合	6.7%	3.2%	2.3%	0.8%	0.8%	0.5%	0.7%

所得段階	第15段階	第16段階	第17段階	合計
令和3年度人数	495	269	663	170,411
令和3年度割合	0.3%	0.2%	0.4%	100%
令和2年度人数	-	-	-	171,293
令和2年度割合	-	-	-	100%

令和4年3月31日現在



## (4) 所得段階別年間保険料額（令和3年度）

段 階	対 象 者	月額保険料額	年間保険料額
第17段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が2,500万円以上の方	30,420円	365,040円
第16段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	27,040円	324,480円
第15段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	23,660円	283,920円
第14段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	20,280円	243,360円
第13段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満の方	16,900円	202,800円
第12段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方	13,520円	162,240円
第11段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	12,170円	146,040円
第10段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	10,820円	129,840円
第9段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	9,810円	117,720円
第8段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	9,470円	113,640円
第7段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	8,180円	98,160円
第6段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円未満の方	7,310円	87,720円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税の方(世帯に住民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	6,760円	81,120円
第4段階	本人が住民税非課税の方(世帯に住民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,890円	70,680円
第3段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	4,740円	56,880円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	3,380円	40,560円
C階層	*基準に該当し申請により軽減	2,030円	24,360円
第2段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えていて120万円以下の方	3,380円	40,560円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	2,030円	24,360円
第1段階	① 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ② 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方	2,030円	24,360円

\*第3段階・第2段階の軽減の基準

- ①住民税非課税世帯 ②住民税課税者に扶養されていない(税法上の扶養家族になっていない)  
③介護保険料を滞納していない ④生活保護を受給していない

①～④を満たし、前年の世帯全員の収入額合計および預貯金額合計が次表の金額以下であること。

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納状況】

世帯の人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯		
収入額の合計（カッコ内は預貯金額合計）	150万円以下 （預貯金額350万円以下）	200万円以下 （預貯金額400万円以下）	250万円以下 （預貯金額450万円以下）	→	第3段階B階層 （年間保険料40,560円に減額）
	150万円以下 （預貯金額350万円以下）	200万円以下 （預貯金額400万円以下）	250万円以下 （預貯金額450万円以下）	→	第2段階B階層 （年間保険料24,360円に減額）
	80万円以下 （預貯金額80万円以下）	130万円以下 （預貯金額130万円以下）	180万円以下 （預貯金額180万円以下）	→	第3段階C階層 （年間保険料24,360円に減額）

世帯員が4人以上の場合、世帯員が1人増えるごとに収入額、預貯金額ともに上の表に50万円を加算した額以下であること。

(5) 保険料減免

令和3年度減免件数	令和3年度減免額（円）	減免理由	令和2年度減免件数	令和2年度減免額（円）
383	26,471,480	・新型コロナウイルスの影響による減収 ・家屋の火災等	1,001	81,807,750

令和4年3月31日現在

(6) 軽減該当者

階層	令和3年度該当者数	令和2年度該当者数	増減
第2段階B階層	218	213	5
第3段階B階層	135	134	1
第3段階C階層	2	1	1
	355	348	7

令和4年3月31日現在

(7) 徴収方法別保険料賦課収納状況

	人数	比率	A賦課（調定）額（円）	B収納額（円）	B/A収納率	令和2年度収納率
特別徴収	140,195	82.3%	10,451,757,130	10,484,037,560	100.3%	100.3%
普通徴収	30,216	17.7%	1,806,019,900	1,635,149,446	90.5%	88.4%
計	170,411	100.0%	12,257,777,030	12,119,187,006	98.9%	98.6%
滞納繰越	—	—	416,993,071	81,203,646	19.5%	20.4%

注1) 賦課額・収納額は令和4年5月末日（出納閉鎖時）現在

注2) 収納額は還付未済額を含む

注3) 滞納繰越分は普通徴収のみ

## (8) 介護保険料滞納による差押え件数および金額

	令和3年度	令和2年度	増減
件数	173	135	38
金額(円)	14,100,572	33,462,081	▲19,361,509

注) 差押え金額は滞納額

## (9) 境界層該当による保険料段階変更者数

変更前段階	変更後段階	令和3年度 該当者数	令和2年度 該当者数
第9段階	第2段階	1	0
第9段階	第1段階	1	0
第8段階	—	0	0
第7段階	第1段階	3	0
第6段階	第5段階	1	0
第6段階	第4段階	2	0
第6段階	第1段階	4	3
第5段階	第1段階	0	1
第4段階	第1段階	0	1
第3段階	—	0	0
第2段階	第1段階	1	3
計		13	8

令和4年3月31日現在

注) 境界層該当とは、要保護者であって、本来適用すべき基準額(保険料額)よりも負担の低い基準額(保険料額)を適用すれば、生活保護を必要としない状態となる者について、より低い保険料額を適用することをいう。

## (10) 保険料口座振替申込状況

口座振替登録者数	(令和3年度)6,465	(令和2年度)6,115	(増減)350
口座振替利用率	(令和3年度)30.7%	(令和2年度)29.4%	(増減)1.3%

令和4年3月31日現在

注) 生活保護受給者を除く

## 4 要介護・要支援認定の状況

### (1) 要介護・要支援認定申請状況

令和3年度の要介護・要支援認定申請件数は33,130件あった。その主な内訳は、新規申請が9,527件(28.8%)、更新申請が18,242件(55.1%)となっている。

申請月	要介護・要支援認定申請件数				申請取下・ 取消件数	令和2年度 合計
	新規申請	更新申請	その他	合計		
4月	864	1,056	499	2,419	119	1,941
5月	688	1,130	365	2,183	59	2,017
6月	749	1,181	450	2,380	93	2,241
7月	747	1,239	416	2,402	78	2,170
8月	753	1,247	438	2,438	81	2,114
9月	776	1,513	469	2,758	80	2,191
10月	879	1,626	465	2,970	97	2,298
11月	870	1,608	485	2,963	87	2,516
12月	778	1,985	482	3,245	104	2,598
1月	843	1,946	408	3,197	104	2,329
2月	729	1,957	411	3,097	93	2,498
3月	851	1,754	473	3,078	82	2,356
合計	9,527	18,242	5,361	33,130	1,077	27,269
割合	28.8%	55.1%	16.2%	100%		

注1) 「その他」の5,361件の内訳は、転入申請および区分変更申請である。

注2) 申請取下・取消件数とは、認定申請があったもののうち取下・取消となった件数である。

### (2) 要介護・要支援認定者数

令和4年3月31日現在、要介護・要支援認定を受けている人数は37,176人で、「要介護2」が最も多く19.6%を占め、次いで「要介護1」が15.9%となっている。

	第1号被保険者数		第2号 被保険者数 (40~64才)	令和 3年度 合計	令和 3年度 比率%	令和2年度	
	前期高齢者 (65~74才)	後期高齢者 (75才以上)				認定者数	比率
要支援1	731	3,861	68	4,660	12.5%	4,691	12.7%
要支援2	700	3,850	97	4,647	12.5%	4,727	12.8%
要介護1	648	5,190	75	5,913	15.9%	5,641	15.3%
要介護2	954	6,123	207	7,284	19.6%	7,417	20.1%
要介護3	662	4,708	137	5,507	14.8%	5,372	14.5%
要介護4	586	4,637	119	5,342	14.4%	5,138	13.9%
要介護5	467	3,223	133	3,823	10.3%	3,951	10.7%
合計	4,748	31,592	836	37,176		36,937	
割合	12.8%	85.0%	2.2%		100%		100%

令和4年3月31日現在

【4 要介護・要支援認定の状況】

(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数

第2号被保険者は特定疾病（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定められた16の疾病・疾患群）により要介護・要支援状態となった場合に限り、要介護・要支援認定者として認定される。令和4年3月31日までに申請があつて認定された第2号被保険者の人数は935人であつた。認定に至った特定疾病では、脳血管疾患によるものが最も多く、全体の59.1%を占めている。

特定疾病名	人数	令和3年度比率	令和2年度比率	特定疾病	人数	令和3年度比率	令和2年度比率
脳血管疾患	553	59.1%	58.8%	脊柱管狭窄症	27	2.9%	2.8%
関節リウマチ	20	2.1%	2.4%	閉塞性動脈硬化症	2	0.2%	0.5%
初老期における認知症	65	7.0%	7.1%	後縦靭帯骨化症	20	2.1%	1.8%
糖尿病性神経障害等	59	6.3%	6.8%	慢性閉塞性肺疾患	6	0.6%	0.4%
両側膝股関節変形症	30	3.2%	3.1%	筋萎縮性側索硬化症	16	1.7%	1.3%
パーキンソン病関連疾患	21	2.2%	3.0%	多系統萎縮症	14	1.5%	1.5%
脊髄小脳変性症	28	3.0%	3.1%	早老症	1	0.1%	0.0%
骨折を伴う骨粗鬆症	15	1.6%	1.1%	末期がん	58	6.2%	6.4%
合 計					935	100%	100%

(4) 要介護・要支援認定件数

認定月	認 定								非該当	令和3年度合計	令和2年度合計	増減
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計				
4月	401	311	431	405	318	337	304	2,507	63	2,570	2,223	347
5月	296	180	311	310	254	274	221	1,846	46	1,892	1,842	50
6月	334	242	358	378	298	312	258	2,180	54	2,234	2,460	▲226
7月	322	232	372	413	327	318	288	2,272	56	2,328	2,303	25
8月	328	239	386	377	309	393	299	2,331	53	2,384	1,754	630
9月	343	286	459	429	360	373	316	2,566	53	2,619	2,257	362
10月	377	308	438	448	346	410	326	2,653	60	2,713	2,109	604
11月	392	321	408	429	349	402	367	2,668	59	2,727	2,515	212
12月	453	379	446	479	388	421	336	2,902	63	2,965	2,437	528
1月	289	258	335	360	318	346	244	2,150	45	2,195	2,280	▲85
2月	398	401	459	512	399	460	366	2,995	73	3,068	2,513	555
3月	474	447	561	536	495	489	400	3,402	61	3,463	2,169	1,294
合計	4,407	3,604	4,964	5,076	4,161	4,535	3,725	30,472	686	31,158	26,862	4,296
割合	14.1%	11.6%	15.9%	16.3%	13.4%	14.6%	12.0%	97.8%	2.2%	100%		

注) 介護認定審査会を経ない認定分（転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ）を含む。

## (5) 一次判定と二次判定の相関表

要介護・要支援認定は、認定調査結果と主治医意見書の一部を使ってコンピュータによる判定（一次判定）を最初に行う。次にその一次判定結果を基に、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容等をふまえて、介護認定審査会（合議体）が総合的に判断（二次判定）する。令和3年度の認定審査では、一次判定と二次判定の結果が同じものが83.9%であった。また一次判定と二次判定の結果が異なったもののうち、二次判定が一次判定より重くなったものが13.2%、二次判定が一次判定より軽くなったものは2.9%であった。

		二次判定（認定要介護状態区分）							合計	比率	
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4			要介護5
一 次 判 定	非該当	685	555	10	21					1,271	6.3%
	要支援1	1	2,454	125	261	2				2,843	14.0%
	要支援2			1,572	452	17				2,041	10.1%
	要介護1			574	2,399	362	2			3,337	16.5%
	要介護2				1	2,749	332			3,082	15.2%
	要介護3					1	2,231	326		2,558	12.6%
	要介護4							2,548	218	2,766	13.6%
	要介護5							1	2,375	2,376	11.7%
合計		686	3,009	2,281	3,134	3,131	2,565	2,875	2,593	20,274	
割合		3.4%	14.8%	11.3%	15.5%	15.4%	12.7%	14.2%	12.8%		100%

注）転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ、特定疾病に該当しないため却下となった件数は含まない。

		件数	令和3年度比率	令和2年度比率
二次判定が	一次判定より重い	2,683	13.2%	12.8%
	一次判定と同じ	17,013	83.9%	83.8%
	一次判定より軽い	578	2.9%	3.4%
合計		20,274	100%	100%

## (6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数

要介護・要支援認定を受けている者が、その認定有効期間内に足立区の被保険者としての資格を喪失した事由は、死亡による場合が最も多く94.0%を占めている。

	転出	死亡	その他	令和3年度 合計	令和2年度 合計	増減
件数	332	5,808	40	6,180	5,886	294
割合	5.4%	94.0%	0.6%	100%		

注）表中の「その他」は、医療保険脱退、住所地特例適用解除、介護保険適用除外施設入所、出国、職権による喪失である。ただし、職権による喪失のうち、病状悪化等により更新申請を取り消し、変更申請に切替えたものを除く。

(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数

医療・保健・福祉の学識経験者5人程度で構成される合議体で、要介護・要支援認定の審査・判定が行われている。令和3年4月1日に委嘱された任期2年の審査会委員で34の合議体を構成し、認定審査会（合議体）を合計633回開催した。

① 認定審査会委員数（分野別）

令和4年3月31日現在

分野 / 職種	人数
◇ 医療	35
医師	14
歯科医師	9
薬剤師	12
◇ 保健	49
看護師・准看護師	21
保健師	5
理学療養士	11
作業療法士	5
栄養士	0
柔道整復師	7
◇ 福祉	89
社会福祉士	29
精神保健福祉士	1
介護福祉士	43
介護支援専門員	12
生活相談員	2
社会福祉団体関係者	2
合 計	173

② 認定審査会（合議体）実績

令和3年度

開催月	開催数	判定件数	平均件数	令和2年度	
				開催数	平均件数
4月	58	1,927	33	55	39
5月	40	1,237	31	46	37
6月	49	1,529	31	48	33
7月	51	1,597	31	59	34
8月	50	1,570	31	51	29
9月	51	1,582	31	58	30
10月	54	1,673	31	55	30
11月	60	1,897	32	57	32
12月	60	1,898	32	55	29
1月	35	1,106	32	38	40
2月	63	2,259	36	48	34
3月	62	1,997	32	45	35
合 計	633	20,272	32	615	33

注) 生活保護（介護扶助）分 174件は除く

	令和3年度	令和2年度	増減
③訪問調査件数	21,185	20,436	749

## 5 保険給付の状況

## (1) 介護サービス別保険給付費（介護予防サービスを含む）

(千円)

サービス名／年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問介護	6,590,067	6,312,348	6,258,351	6,307,536	6,510,662	6,670,122
訪問入浴	465,088	453,970	449,065	442,675	453,878	477,113
訪問看護	1,082,839	1,235,603	1,429,936	1,615,098	1,831,772	2,109,554
訪問リハビリ	270,007	260,347	251,420	228,914	223,416	255,814
通所介護	5,667,292	5,288,281	5,406,099	5,719,336	5,511,498	5,780,887
通所リハビリ	1,987,400	2,048,283	1,973,193	1,987,118	1,724,782	1,715,681
福祉用具貸与	1,670,450	1,753,664	1,813,517	1,918,539	2,035,451	2,142,861
短期入所生活介護	1,468,240	1,637,255	1,676,025	1,597,896	1,452,996	1,496,642
短期入所療養介護（老健）	155,116	142,878	133,892	115,512	88,686	74,744
短期入所療養介護（療養型）	27,870	30,057	27,903	33,121	27,260	12,226
短期入所療養介護（介護医療院）	-	-	-	6,828	4,607	497
居宅療養管理指導	750,851	806,570	873,338	934,452	962,907	1,070,125
認知症対応型共同生活介護	1,833,879	1,891,877	1,907,767	1,975,994	2,033,058	2,025,258
特定施設入居者生活介護	2,641,965	2,926,381	3,262,491	3,541,129	3,720,710	3,861,858
地域密着型特定施設	-	-	-	-	-	-
居宅介護支援	2,910,048	2,868,608	2,978,127	3,079,454	3,205,191	3,430,237
夜間対応型訪問介護	20,075	21,218	22,764	16,123	23,906	16,091
認知症対応型通所介護	783,182	834,221	862,227	820,520	789,594	742,394
小規模多機能型居宅介護	571,751	607,454	586,974	603,940	673,124	721,689
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	91,461	104,178	107,983	113,899	139,672	142,071
看護小規模多機能型居宅介護	204,127	219,523	260,941	269,899	278,284	396,076
地域密着型通所介護	1,495,649	1,703,848	1,743,787	1,738,494	1,762,380	1,780,690
地域密着型介護老人福祉施設	3,384	3,299	338	-	-	-
<b>小 計</b>	<b>30,690,741</b>	<b>31,149,863</b>	<b>32,026,138</b>	<b>33,066,477</b>	<b>33,453,834</b>	<b>34,922,630</b>
特別養護老人ホーム	8,422,611	8,961,904	9,435,251	10,209,258	10,669,823	10,902,295
老人保健施設	4,749,389	5,026,781	5,436,827	5,729,964	5,997,759	5,976,160
療養型医療施設	959,090	818,466	664,027	569,771	517,677	408,612
介護医療院	-	-	21,203	149,992	188,476	264,874
<b>小 計</b>	<b>14,131,090</b>	<b>14,807,151</b>	<b>15,536,105</b>	<b>16,658,985</b>	<b>17,373,735</b>	<b>17,551,941</b>
償還						
福祉用具購入	70,276	70,963	66,580	68,872	71,932	68,439
住宅改修	171,771	179,130	173,730	181,585	164,155	175,262
<b>小 計</b>	<b>242,047</b>	<b>250,093</b>	<b>240,310</b>	<b>250,457</b>	<b>236,087</b>	<b>243,701</b>
高額介護サービス費（公費）	295,639	310,259	317,418	344,065	367,304	385,107
高額介護サービス費（区支払分）	958,399	1,003,978	1,066,495	1,232,881	1,347,188	1,315,815
高額医療合算介護サービス費	142,383	173,298	171,612	201,773	203,874	201,202
特定入所者介護サービス費	1,603,467	1,588,315	1,626,438	1,744,235	1,801,951	1,635,799
審査支払手数料	51,450	49,845	51,508	54,321	55,226	58,064
その他	-	-	-	-	-	-
<b>総 計</b>	<b>48,115,216</b>	<b>49,332,802</b>	<b>51,036,024</b>	<b>53,553,194</b>	<b>54,839,199</b>	<b>56,314,259</b>



## (2) 介護サービス受給者数の推移(介護予防サービスを含む)

各月末/受給者数	受給者数	受給者数			認定者数	認定者に対する受給率
		居 宅	地域密着	施 設		
令和3年3月(1月サービス分)	29,559	20,815	3,831	4,913	36,937	80.0%
令和3年6月(4月サービス分)	29,729	21,042	3,781	4,906	37,230	79.9%
令和3年9月(7月サービス分)	30,057	21,293	3,852	4,912	37,336	80.5%
令和3年12月(10月サービス分)	30,251	21,510	3,815	4,926	37,646	80.4%
令和4年3月(1月サービス分)	30,449	21,629	3,868	4,952	37,176	81.9%

※令和4年3月末の「受給者数」(1月サービス分)30,449人は、令和3年3月末より890人、3.0%増加した。

※居宅受給者数には、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

## (3) 要介護度別居宅サービス利用状況

訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	18,923	31,422	18,613	14,825	11,317	95,100
訪問入浴介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	54	510	950	1,946	4,189	7,649
訪問看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	6,574	13,048	9,126	8,392	7,164	44,304
訪問リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	667	1,840	1,565	1,184	1,026	6,282
通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	17,911	24,237	15,034	9,456	4,753	71,391
通所リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	3,418	8,197	5,151	3,214	1,611	21,591
福祉用具貸与	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	16,860	47,989	31,676	24,822	16,491	137,838

## ※福祉用具貸与品目別件数

品目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
車いす	2,648	15,058	15,886	15,970	12,336	61,898
車いす付属品	545	3,255	3,942	5,117	5,426	18,285
特殊寝台	2,243	28,765	21,166	18,760	14,151	85,085
特殊寝台付属品	6,928	87,186	67,876	61,829	45,635	269,454
床ずれ防止用具	118	1,432	2,412	4,147	7,533	15,642
体位変換器	36	179	273	785	2,592	3,865
手すり	20,194	53,361	39,105	27,456	9,568	149,684
スロープ	690	3,469	3,143	4,607	4,097	16,006
歩行器	7,148	16,204	9,436	5,888	1,684	40,360
歩行補助つえ	1,505	4,741	3,019	1,865	498	11,628
認知症老人徘徊感知機器	24	103	180	353	157	817
移動用リフト	167	673	850	828	708	3,226
自動排泄処理装置	0	12	16	0	2	30

短期入所生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,117	2,393	4,413	3,822	2,621	14,366
短期入所療養介護(老健)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	83	128	226	236	132	805
居宅療養管理指導	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	10,693	20,036	18,602	19,245	16,363	84,939
特定施設入居者生活介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1	14	13	8	0	36
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	2,726	3,880	3,550	4,846	3,404	18,406
福祉用具販売	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	7,641,628	16,662,230	14,498,895	13,777,203	6,692,205	59,272,161
住宅改修	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	28,289,807	32,301,424	23,328,075	23,540,250	10,895,360	118,354,916
居宅介護支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	687,598,879	1,032,205,278	738,787,654	511,567,270	315,031,467	3,285,190,548

## (4) 要介護度別介護予防サービス利用状況

介護予防訪問介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	0	0	0
介護予防訪問入浴	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1	11	12
介護予防訪問看護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,499	3,183	4,682
介護予防訪問リハ	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	170	510	680
介護予防通所介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	0	2	2
介護予防通所リハ	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,603	2,294	3,897
介護予防福祉用具貸与	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	6,565	15,280	21,845
介護予防短期入所生活介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	10	83	93
介護予防短期入所療養介護(老健)	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,879	2,799	4,678
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	667	619	1,286
介護予防福祉用具販売	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	5,739,278	7,729,798	13,469,076
介護予防住宅改修	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	39,921,417	24,843,777	64,765,194
介護予防支援	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	48,809,456	96,221,565	145,031,021

【5 保険給付の状況】

(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況

看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	2	2	4	8	4	20
看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	105	267	237	396	344	1,349
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	113	118	133	176	143	683
夜間対応型訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	9	144	141	135	150	579
認知症対応型通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	787	1,366	1,792	1,265	1,054	6,264
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	3	0	5	0	0	8
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	390	673	714	701	484	2,962
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	725	1,479	2,410	1,578	1,128	7,320
地域密着型通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	8,233	9,886	5,321	3,232	1,302	27,974
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)	12	8	20			
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)	50	135	185			
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)		0	0			

(6) 要介護度別施設サービス利用状況

介護福祉施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	85	340	9,317	15,947	12,810	38,499
介護老人保健施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,146	2,935	4,973	6,710	3,871	19,635
介護療養施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	9	28	79	335	673	1,124

## (7) 高額介護（介護予防）サービス費

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給される。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割～3割負担相当額をいい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割～3割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外である。

※5段階は4段階に集約している（国の集計方法が平成30年度より変更となったため）。

## ア 利用者負担第4段階

	世帯合算	その他	令和3年度合計	令和2年度合計	増減
件数	4,946	8,947	13,893	15,465	-1,572
給付費（円）	72,154,299	266,422,188	338,576,487	396,856,737	-58,280,250

## (ア) 利用者負担第4段階（現役並み所得者Ⅲ）

	世帯合算	その他	令和3年度合計
件数	4	2	6
給付費（円）	19,798	5,172	24,970

## (イ) 利用者負担第4段階（現役並み所得者Ⅱ）

	世帯合算	その他	令和3年度合計
件数	32	70	102
給付費（円）	662,680	838,312	1,500,992

## (ウ) 利用者負担第4段階（現役並み所得者Ⅰ、一般）

	世帯合算	その他	令和3年度合計
件数	2,775	4,957	7,732
給付費（円）	40,066,915	147,334,579	187,401,494

## イ 利用者負担第3段階

	世帯合算	その他	令和3年度合計	令和2年度合計	増減
件数	3,614	21,531	25,145	23,849	1,296
給付費（円）	39,824,269	188,550,649	228,374,918	214,128,069	14,246,849

## ウ 利用者負担第2段階

	世帯合算	その他	令和3年度合計	令和2年度合計	増減
件数	3,602	46,458	50,060	49,272	788
給付費（円）	46,123,375	695,368,428	741,491,803	728,540,213	12,951,590

## エ 利用者負担第1段階

	世帯合算	その他	令和3年度合計	令和2年度合計	増減
件数	20	29,319	29,339	28,365	974
給付費（円）	284,530	392,193,945	392,478,475	374,966,806	17,511,669

## オ 合計

	世帯合算	その他	令和3年度合計	令和2年度合計	増減
件数	12,182	106,255	118,437	116,951	1,486
給付費（円）	158,386,473	1,542,535,210	1,700,921,683	1,714,491,825	-13,570,142

## (8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給される。ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できない。

		令和3年度	令和2年度	増減
ア) 現役並み所得者 (上位所得者)	件数	0	37	▲ 37
	給付費 (円)	0	1,650,669	▲ 1,650,669
イ) 一般	件数	853	780	73
	給付費 (円)	32,957,899	33,619,806	▲ 661,907
ウ) 低所得者Ⅱ	件数	2,315	1,761	554
	給付費 (円)	96,251,461	58,077,673	38,173,788
エ) 低所得者Ⅰ	件数	2,662	3,225	▲ 563
	給付費 (円)	71,993,075	110,526,600	▲ 38,533,525
オ) 合計	件数	5,830	5,803	27
	給付費 (円)	201,202,435	203,874,748	▲ 2,672,313

## (9) 利用者負担額減額状況

ア) 特定入所者介護サービス費支給件数（令和4年3月31日現在）

低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合および低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について、補足給付として特定入所者介護（予防）サービス費が支給される。施設等に直接支払われる現物給付であり、対象者から徴収される食費・居住費は負担限度額までとなる。

※令和3年8月から第3段階の収入による区分、第2段階の預貯金等による区分が変更されました。

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	療養型医療施設	介護医療院	短期入所介護	合計件数
第3段階①	590	246	24	10	710	1,580
第3段階②	366	166	12	4	414	962
第2段階（住民税世帯非課税者で下記の場合）※	407	203	22	5	612	1,249
第1段階（高齢福祉年金受給者・生保受給者）	93	382	17	1	1,011	1,504
計	1,456	997	75	20	2,747	5,295

※第2段階は住民税非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下

イ) 生計困難者に対する利用料助成事業(都制度)

①社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

目的：低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉

法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介

護保険サービスの利用促進を図る。

②介護保険サービス提供者による生計困難者に対する利用者負担軽減制度

目的：国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減

制度」事業の対象サービスを拡大し、軽減主体についても、全ての事業者

に拡大

することにより、より公平で利用しやすいものとする。

	軽減者数	助成延べ件数	助成額(円)
令和3年度	228	1,302	9,173,397
令和2年度	190	1,135	8,867,128
令和元年度	197	1,427	8,781,041
平成30年度	191	1,427	8,092,640
平成29年度	193	1,342	6,711,659

## 6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化

### (1) 介護サービス事業所数（令和4年3月31日現在）

サービス種類		令和3年度 事業所数	令和2年度 事業所数	増減
居	訪問介護	216	217	-1
	訪問入浴介護	12	11	1
	訪問看護	80	71	9
	訪問リハビリテーション	11	10	1
	通所介護（地域密着型通所介護を除く）	102	100	2
	通所リハビリテーション	23	23	0
	福祉用具貸与	43	41	2
	短期入所生活介護	36	36	0
	短期入所療養介護	14	16	-2
宅	特定施設入居者生活介護	31	32	-1
	特定福祉用具販売	41	40	1
	居宅介護支援	201	210	-9
	小計	810	807	3
	地域密着型	認知症対応型共同生活介護	35	36
夜間対応型訪問介護	1	1	0	
認知症対応型通所介護	23	25	-2	
小規模多機能型居宅介護	13	14	-1	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	0	
看護小規模多機能型居宅介護	6	5	1	
地域密着型通所介護	85	95	-10	
小計	168	181	-13	
施設	介護老人福祉施設	27	26	1
	介護老人保健施設	14	14	0
	介護療養型医療施設	2	3	0
	介護医療院	2	1	1
小計	45	44	2	
合計	1,023	1,032	-8	

### (2) 老人福祉施設等新規一覧（令和4年3月31日現在）

指定日	事業所名	所在地	事業種別
4/1	花ざかり	中央本町2-24-11	特別養護老人ホーム
10/1	介護医療院 足立鹿浜病院	鹿浜3-6-1	介護医療院

## (3) 足立区介護保険事業者連絡会

区内および区内を営業エリアとする指定事業者との連絡調整を行っている。

事務局：足立区介護保険課

令和3年度開催状況

開催日	開催内容
令和3年10月29日（中止） 令和4年3月29日（中止） （新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）	中止のため実績なし

## (4) 審査請求

令和3年度に東京都介護保険審査会へ審査請求した件数

種別	令和3年度受理件数 （うち取下げ件数）	令和2年度受理件数 （うち取下げ件数）
保険給付に関する処分（要介護・要支援認定に関する処分等を含む）	0件（0件）	0件（0件）
保険料その他徴収金に関する処分	0件（0件）	0件（0件）

## (5) 事業者への実地指導結果

種別	実施数	改善指摘有	うち返還有	改善指摘無	R2年度実施数
訪問介護（予防含む）	5	2	2	3	0
居宅介護支援	15	13	8	2	10
通所介護（予防含む）	3	1	1	2	14
地域密着型通所介護	6	5	4	1	9
通所リハビリ（予防含む）	6	2	1	4	12
短期入所生活介護（予防含む）	2	0	0	2	2
短期入所療養介護（予防含む）	6	2	0	4	12
介護老人保健施設	3	3	1	0	6
介護老人福祉施設	1	0	0	1	1
特定施設入居者生活介護（予防含む）	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（予防含む）	2	0	0	2	0
認知症対応型通所介護（予防含む）	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護支援（予防含む）	4	3	0	1	0
複合型サービス	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
合計	53	31	17	22	66

※令和3年度中に実地指導をした事業所の算定済自主返還額合計（令和4年5月31日現在）

16事業所 1,812,238円



## (6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括支援センターの相談状況

新規相談件数	介護保険課	339	R3年度合計	R2年度合計	増減
	基幹地域包括支援センター	362	701	667	34
(再掲) 苦情相談件数	介護保険課	0	R3年度合計	R2年度合計	増減
	基幹地域包括支援センター	7	7	5	2

※基幹地域包括支援センターの件数は、高齢者相談のみ

※同一案件で両方に相談があったものは、基幹地域包括支援センターの件数として計上

## (7) 事故発生件数

No	サービス種別 事故	死亡	骨折	出血	打撲	感染症	その他	合計
①	特別養護老人ホーム	0	145	17	2	24	13	201
②	有料老人ホーム	5	111	30	14	15	14	189
③	介護老人保健施設	1	55	5	1	18	2	82
④	認知症対応型グループホーム	0	16	5	2	1	5	29
⑤	通所介護	1	20	9	6	27	34	97
⑥	ショートステイ	0	22	5	1	5	5	38
⑦	その他	0	18	6	1	48	17	90
合計		7	387	77	27	138	90	726

(8) 介護給付適正化実施状況

項目	実施状況
要介護認定の適正化	認定訪問調査の状況 区職員等・事務受託法人・民間事業所の組み合わせにより実施 ・区職員等の実施率 4.2% ・委託調査に対する区職員等の事後点検実施率 100%
ケアプランの点検	(1)実施件数(対象サービス計画数) 109件 (2)実施方法 事業所を訪問して提示を求める。 (3)点検の視点 ①自立支援に資するプランになっているか ②サービス種類数 ③同一法人の計画状況 ④サービス回数や時間の妥当性 ⑤生活援助の算定条件等、算定条件とサービス内容の適合性 など (4)点検担当者の資格別人数 介護支援専門員8名 (5)ケアプランの点検による過誤申立件数および金額 0件 0円
住宅改修	(1)施工前の訪問調査の実施率 0.1% (2)施工後の現地確認の実施率 0.1% (3)事前審査の視点 ①利用者の状態から見た必要性 ②利用者宅の環境から見た 必要性 ③金額の妥当性など (4)住宅改修に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
福祉用具	福祉用具購入・貸与に関する調査(福祉用具の利用の適正や同種 目用具購入の必要性を確認する場合に実施) (1)調査件数 1件 (2)福祉用具購入・貸与に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
介護給付費通知	(1)発送回数 1回/年 (2)実施月数 1月分 (3)実施方法 区で通知書を作成・発送 (4)作成対象 居宅サービス、施設サービス、福祉用具貸与価 格に関する項目 (5)介護給付費通知による過誤申立件数および金額 0件 0円
医療情報との突合	医療情報との突合(国保連への業務委託および職員により実施) (1)突合した月数 12月分 (2)過誤申立件数および金額 0件 0円
縦覧点検	縦覧点検(国保連への業務委託により実施) (1)点検月数 12月分(給付実績で整合性の確認が出来るものにつ いて実施) (2)縦覧点検費通知による過誤申立件数および金額 13件 241,120円

## 7 地域支援事業

地域支援事業は65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」に大別され、その財源は保険給付費と同じく公費および保険料でまかなわれている。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者が要支援状態・要介護状態になることを予防し、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための事業である。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅において活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

訪問型・通所型サービス事業		サービス利用者数	実績額（円）
訪問型サービス （第1号訪問事業）	要支援者等に対して、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	1,761	357,973,715
通所型サービス （第1号通所事業）	要支援者等に対して、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供	2,394	634,419,057

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防把握事業				
介護予防事業の対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に調査票「介護予防チェックリスト」による調査を行い、調査結果から介護予防事業の対象者を把握して介護予防事業への参加を促す。 また、調査結果を分析し、介護予防事業の計画に反映させる。	—	—	19,214,249
介護予防普及啓発事業				
はじめてのフレイル予防教室	要介護状態になる可能性の高い方に対し、介護予防運動指導員等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動機能強化、口腔ケア、栄養指導、認知症ケア等総合メニューの事業を実施することにより要介護・要支援状態になることを防止し、高齢者福祉の増進をはかった。 また、個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動機能を向上させるための支援や口腔ケア、栄養指導を行った。 （実施回数は67クール、1クール全12回の連続講座）	632 （実人数）	72	23,363,806
介護予防教室	地域包括支援センターが介護予防に関する知識の普及・啓発のための教室を開催。認知症予防、転倒予防、口腔ケア、栄養改善、高齢者の健康づくり等で、予防を主眼としたものが対象となる。	1,903 （延人数）	167	3,400,000

【7 地域支援事業】

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
<b>介護予防普及啓発事業</b>				
はつらつ教室	運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行った。	1,649 (実人数)	159	13,408,067
ふれあい湯遊う	虚弱で閉じこもりがちな高齢者を対象に開放的で、かつ他の人とのコミュニケーションを取りやすい銭湯で健康相談や介護予防運動（健康体操等）を実施する。	1,279 (延人数)	222	31,200,935
その他	介護予防を普及啓発するために、介護予防に役立つ体操等をケーブルテレビで毎朝放映。	—	—	6,223,800
<b>地域介護予防活動支援事業</b>				
元気応援ポイント事業	介護サービスを利用していない高齢者が、事業受入施設でボランティア活動を行った場合に、その高齢者に対して活動交付金を交付する。 年間3,000ポイント以上の活動実績があり、交付決定を5年間継続して受けるごとに、褒状と記念品を交付。 ※ 1スタンプ=100ポイント(100円相当) 年間10,000ポイント(10,000円)が上限 ※ 令和4年度から、ご近所ボランティア活動も事業の対象となっている。	2,683	378 (受入施設数)	3,686,190

## (2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、総合相談支援事業・権利擁護事業・介護予防ケアマネジメント事業・包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施する。

(実績額 895,659,792円)

## 地域包括支援センター

高齢者やその家族等からの健康や介護に関するさまざまな相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関、サービス実施機関との連絡調整等を行っている。

## 地域包括支援センター一覧

名称	所在地	担当地域
基幹	梅島 2-1-20	梅島、中央本町1、島根
あだち	足立 4-13-22	足立、中央本町2、梅田1
伊興	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
入谷	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
江北	江北 3-14-1	江北、堀之内
さの	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田 2~5
鹿浜	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新田	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関原	関原 2-10-10	梅田 2~8
千住西	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東 1
千住本町	千住 3-7-101	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
中央本町	中央本町 4-14-20	中央本町 3~5、青井 1・3~6、西加平
東和	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和 1・3
中川	中川 4-2-14	東和 2・4・5、中川、大谷田 1
西綾瀬	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井 2
西新井	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	花畑 4-39-11	花畑、南花畑 5
一ツ家	一ツ家 4-5-11 (R4.12.27まで) 一ツ家 4-2-15 (R4.12.28から)	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑 1~4
日の出	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東 2
保木間	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	本木 1-4-10	関原、本木
六月	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

【7 地域支援事業】

(3) 包括的支援事業 (社会保障充実分事業)

事業名	事業内容および令和3年度事業実績
認知症連携事業	<p>認知症地域支援推進員を設置し、医療機関、介護事業所、認知症疾患医療センター等との協働により、認知症高齢者に対する地域での支援体制の構築に向け、医療と介護の連携強化を進めていく。</p> <p>事業費：29,906,760円 認知症地域支援推進員5人</p>
在宅医療・介護連携推進事業	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の関係者の連携を推進する。</p> <p>事業費：18,351,087円</p> <p>医療・介護情報提供システム運用委託、在宅療養支援コーディネーター2人</p>
生活支援体制整備事業	<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置により、住民等の多様な主体間の連携・協働と地域資源の開発及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とマッチングを図る。</p> <p>事業費：56,368,377円 第1層生活支援コーディネーター5人、第2層生活支援コーディネーター25人</p>
認知症初期集中支援推進事業	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</p> <p>事業費：94,500円</p>
地域ケア会議推進事業	<p>医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、解決に必要な資源開発や地域ネットワークの構築へつなげる。</p> <p>事業費：900,000円</p>

## (4) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者や要介護認定者を介護している人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施する。

事業名	事業内容および令和3年度事業実績
家族介護支援事業	要介護認定者を介護する家族等に対して、介護方法や外部サービスの利用方法についての情報提供等の支援を行う。
家族介護慰労金支給事業	在宅で重度の要介護認定者を介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 事業費：600,000円(@100千円×6件)
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者の居宅を訪問し、家族が外出や休息が必要な時に、家族に代わって見守りや話し相手を行なう、「やすらぎ支援員」を派遣することにより、家族の負担を軽減させるとともに、高齢者自身の在宅生活の維持・向上を図る。 事業費：7,934,350円
家族介護者教室	要介護高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催する。 事業費：18,230,348円 委託先：地域包括支援センター25か所 開催数：101回
その他の事業	被保険者の地域での自立した日常生活のために必要な支援を行う
成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、申立費用及び成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬を負担することが困難である者に対し、要綱に基づき費用の全額又は一部を補助する。 事業費：11,647,139円（区長申立てに要する費用：44件、精神鑑定料：6件、本人・親族申立て費用助成：20件、区長申立て報酬費用助成：20件、本人・親族申立て報酬費用助成30件）
住宅改修理由書作成業務助成事業	居宅介護住宅改修費の保険給付を希望する要介護認定者に対して、必要な相談・援助を行う居宅介護支援事業者等を助成することにより、要介護認定者の在宅における継続的な支援を図ることを目的とする。 事業費：68,000円(@2,000×34件)
認知症高齢者支援事業	認知症の人やその家族の応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる足立区を目指す。 事業費：1,055,585円 認知症サポーター898人養成
徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	認知症による徘徊行動があり、要介護認定を受けた在宅の高齢者を介護する区内在住の親族に対し、当該高齢者の徘徊その他の緊急事態発生時に、高齢者の安全を迅速かつ適切に確保するために必要な措置として、位置検索システム事業者と契約を締結したときに、それに要した加入料および検索に要した検索料の一部を助成する。 事業費：11,160円（加入料3件 検索料0件） ※加入料、検索料については、契約会社により異なる。

【7 地域支援事業】

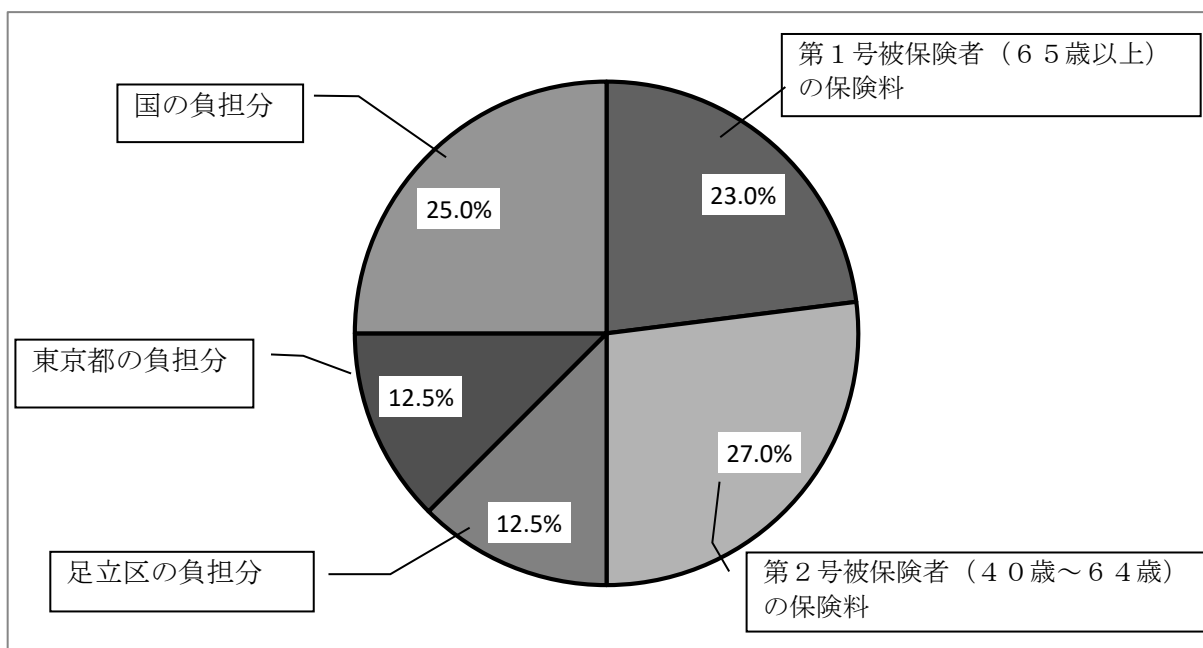
(5) 地域支援事業の事業規模と財源構成

地域支援事業の必要な費用は、第1号保険料と公費等の交付金を財源とする。その算定基礎となる事業規模は、総合事業開始前年度の予防給付と介護予防事業の合計額に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた上で、当該年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援費を控除した額を原則の上限額としている。また、包括的支援事業については、別枠で上限額を設定している。財源構成については、以下のとおりである。

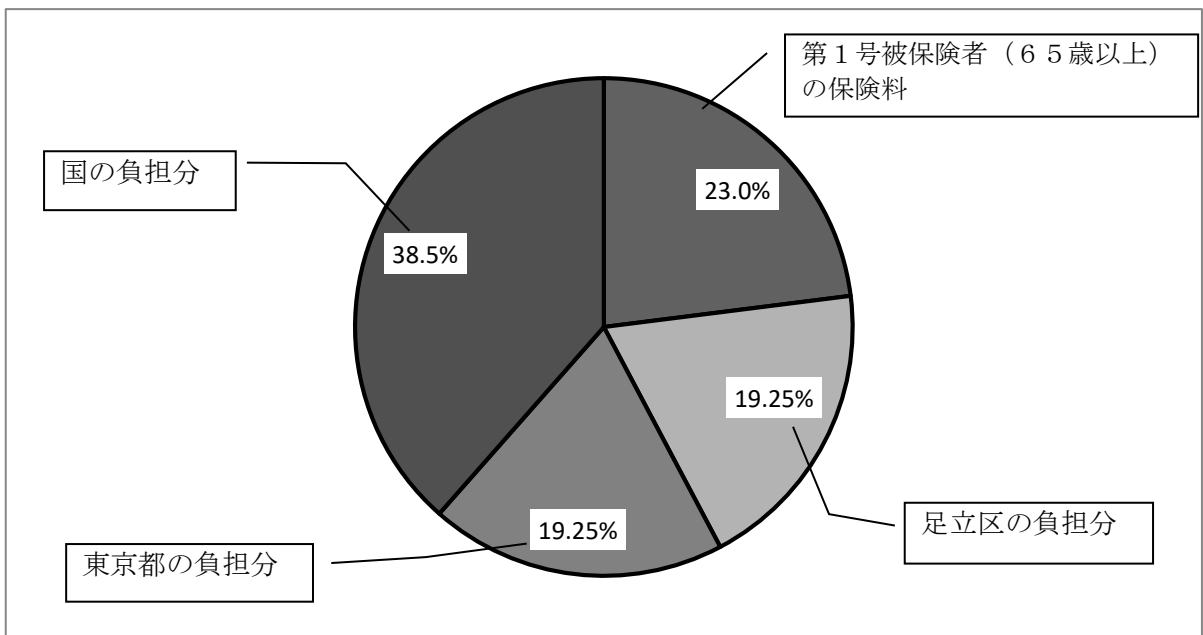
単位：円

	令和3年度	令和2年度	増減
介護予防・日常生活支援総合事業	1,322,942,593	1,283,520,573	39,422,020
包括的支援事業・任意事業	1,042,685,370	1,045,657,172	▲ 2,971,802
合計	2,365,627,963	2,310,944,279	54,683,684

【介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】





## 8 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所や高齢者を支援するため、以下の事業を実施した。

事業名	事業内容
新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免	<p>【令和2年5月から実施】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免の対象となる。</p> <p>【令和3年度実績】</p> <p>(1)減免件数 366件 (2)減免金額 25,740千円</p>
新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業	<p>【令和2年8月から実施】</p> <p>介護サービス等従事者が、新型コロナウイルス感染者の利用者に対して、直接サービスを提供した場合に、事業者を通じて危険手当（1日あたり5,000円）および宿泊手当（1日あたり10,000円）の支給を行った。</p> <p>【令和3年度実績】</p> <p>(1)危険手当 ・件数 延9,618日分 ・支給金額 48,090千円 (2)宿泊手当 ・件数 延1,465泊分 ・支給金額 14,650千円 (3)合計支給金額 62,740千円</p>
高齢者施設等におけるPCR検査等の費用補助	<p>【令和2年12月から実施】</p> <p>介護サービス事業所等に従事する職員及び新規利用者等を対象に、PCR検査などに係る経費を1人上限2万円まで補助した。</p> <p>【令和3年度実績】</p> <p>(1)事業所数 278事業所 (2)人数 7,770人分 (3)補助額 115,220千円</p>
在宅要介護者（高齢者）受入体制整備事業	<p>【令和2年12月から実施】</p> <p>介護者の支援が必要な在宅の高齢者について、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより支援が受けられなくなったときに、緊急的に保護を行うことにより、高齢者の安全を確保するとともに家庭内・地域内の感染拡大を防止した。</p> <p>【令和3年度実績】</p> <p>(1)人数 12人 (2)受入日数 80日 (3)経費 8,955千円</p>

【8 新型コロナウイルス感染症対策】

事業名	事業内容																									
介護サービス事業者 職員派遣事業	<p>【令和3年1月から実施】 職員や介護サービス利用者が、新型コロナウイルスに感染し通常運営が困難な状況に陥った場合に、応援職員を派遣した介護事業者に対して、派遣助成金及び宿泊助成金を支給する。</p> <p>【令和3年度実績】 派遣件数 2件 支給金額50千円</p>																									
介護サービス等事業者への衛生物品の継続的配布	<p>年間を通じて、介護サービス等事業者に対して、マスクや手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布した。</p> <p>【令和3年度主な実績】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) マスク</td> <td style="width: 10%;">6回</td> <td style="width: 10%;">930,000枚</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 手袋</td> <td>11回</td> <td>7,150,000枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) ウェットティッシュ</td> <td>2回</td> <td>10,000個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) フェイスシールド</td> <td>1回</td> <td>3,000枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) アルコール消毒液</td> <td>6回</td> <td>50,000本</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td>など</td> </tr> </table>	(1) マスク	6回	930,000枚			(2) 手袋	11回	7,150,000枚			(3) ウェットティッシュ	2回	10,000個			(4) フェイスシールド	1回	3,000枚			(5) アルコール消毒液	6回	50,000本		など
(1) マスク	6回	930,000枚																								
(2) 手袋	11回	7,150,000枚																								
(3) ウェットティッシュ	2回	10,000個																								
(4) フェイスシールド	1回	3,000枚																								
(5) アルコール消毒液	6回	50,000本		など																						
高齢者施設等入所者及び従事者への新型コロナウイルスワクチン優先接種	<p>高齢者施設等の入所者及び従事職員が円滑に新型コロナウイルスワクチンを接種できるよう以下の取組みを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者施設等と接種実施医療機関との調整</li> <li>(2) 足立区医師会による巡回接種の実施</li> <li>(3) 東京都ワクチンバスによる巡回接種の実施に向けた調整</li> <li>(4) 従事者への1・2回目接種券の優先発送</li> <li>(5) 庁舎ホール集団接種会場における従事者向け接種の実施</li> <li>(6) 4回目追加接種対象従事者への申請に基づく接種券の発送</li> </ol>																									
空気清浄機購入経費補助事業	<p>【令和3年度実施】 機械換気設備による強制換気ができない場合や、こまめな換気が困難などの理由により、真に空気清浄機の導入が必要である介護事業者を対象に、空気清浄機を購入した場合の経費として、1台当たり10万円を上限に補助を行った。(8/10補助)</p> <p>【実績】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業所数</td> <td>68事業所</td> </tr> <tr> <td>購入台数</td> <td>174台(うち、エアドッグ49台)</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>10,930千円</td> </tr> </table>	事業所数	68事業所	購入台数	174台(うち、エアドッグ49台)	補助額	10,930千円																			
事業所数	68事業所																									
購入台数	174台(うち、エアドッグ49台)																									
補助額	10,930千円																									

## 9 その他の事業

### (1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業

区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者を永年勤続褒賞として顕彰することを目的とする。

○褒賞者数 695人（うち常勤職員538人 非常勤職員157人）（令和2年度 749人）

内訳：勤続年数が15年以上の者 136人  
 ：勤続年数が10年以上15年未満の者 187人  
 ：勤続年数が5年以上10年未満の者 372人

〔※令和2年度：勤続年数が15年以上の者 119人  
 ：勤続年数が10年以上15年未満の者 203人  
 ：勤続年数が5年以上10年未満の者 427人〕

#### 【参考】

○推薦法人および事業所数 108法人244事業所（令和2年度 107法人275事業所）

○サービス種別褒賞者数

サービス種別	褒賞者数	サービス種別	褒賞者数
居宅介護支援	55	地域包括支援センター	18
介護予防支援	0	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24時間地域巡回型訪問サービス)	0
訪問介護	129	夜間対応型訪問介護	0
訪問入浴介護	1	認知症対応型通所介護	8
訪問看護	9	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	54
訪問リハビリテーション (機能訓練)	0	小規模多機能型居宅介護	4
通所介護 (デイサービス)	62	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	2
通所リハビリテーション (デイケア)	19	地域密着型通所介護	9
短期入所生活介護 (ショートステイ)	7	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	134
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	1	介護老人保健施設	68
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	88	介護療養型医療施設	6
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	16	介護医療院	5
		軽費老人ホーム (ケアハウス・都市型)	0
		合計	695人

【9 その他の事業】

(2) 認知症介護実践者研修等

開催年月日	講師	参加者数	具体的な内容
令和2年度第2回(3 ~6日目)延期分 3年11月25日 ~ 3年12月21日  令和3年度第1回 3年7月27日 ~ 3年8月26日 (6日間) (新型コロナウイルス感染拡大 防止のため中止)	●東京都認知症介護 指導者 スマイル・エイジング パートナー 八月朔日 晃一氏 他7名	15人	●認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支援、自立を支援するための実践 的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもと より、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目 的とし、講義、演習を6日間、自施設・事業所で2週間の実 習を行う。
第2回 4年1月12日 ~ 4年2月9日 (6日間)	●東京都認知症疾患 医療センター センター長 松井 敏史氏 他11名	20人	●認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支援、自立を支援するための実践 的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもと より、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目 的とし、講義、演習を6日間、自施設・事業所で2週間の実 習を行う。
4年3月11日	●東京都認知症介護 指導者 足立区社会福祉協議会 大野 幸生氏 他3名	4人	●認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修 認知症介護実践者等研修の修了が地域で活躍すること を後押しする。また、認知症介護実践リーダー研修修了や 主任ケアマネの地域活動についてさらなる意識づけを行 い、地域における認知症支援ネットワークの構築を進め る。

## (3) 広報活動等

種別	広報等の内容
広報紙 (あだち広報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月25日号…65歳以上の方の介護保険料軽減制度</li> <li>● 6月10日号…介護保険の利用料負担軽減</li> <li>● 6月25日号…介護保険料の決定通知書を7月上旬に送付</li> <li>● 7月25日号…高額介護サービス費の世帯自己負担上限額の変更</li> <li>● 2月25日号…家族介護慰労金の支給、介護保険住宅改修費・福祉用具購入費の支給</li> <li>● 3月25日号…4年度介護保険料の仮算定通知書を4月上旬に郵送</li> </ul>
パンフレット および小冊子	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「みんなで支え合おう介護保険」…介護保険制度や利用方法について、区民に周知するためのパンフレットを作成し、介護保険課・福祉事務所・地域包括支援センターの各窓口で配布している。</li> <li>● 「介護保険ガイドブック」…介護保険制度と事業について説明した小冊子「介護保険ガイドブック」を、65歳年齢到達者・転入者（第1号被保険者のみ）に対して、介護保険被保険者証とともに送付している。</li> <li>● 「介護だより」…保険料の決まり方、納め方や保険料の軽減制度等を掲載したリーフレットを作成し、介護保険料決定通知書とともに送付している。</li> <li>● 「要支援の認定を受けた方へ」「要介護の認定を受けた方へ」…介護サービスの利用手順をはじめとする各種サービスについての案内を、認定結果通知書とともに送付している。</li> <li>● 「介護予防事業に参加して生活と健康を維持しませんか」…認定審査の結果、「非該当（自立）」と判定された方へ、介護予防事業および地域包括支援センターの案内を、認定結果通知書とともに送付している。</li> <li>● 「介護保険外の高齢者サービスのご案内」…65歳年齢到達者・転入者（第1号被保険者のみ）に対して、在宅支援サービスや介護予防事業などの案内を介護保険被保険者証とともに送付している。</li> </ul>
説明会 (講演会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町会・自治会等からの介護保険制度についての説明依頼や、家族の介護に携わる区民からの要望に応える形で職員の派遣を行っている。また、地域文化課で実施している「学び情報提供サービス」の依頼に応じて、職員の派遣を行っている。</li> </ul>
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 足立区ホームページ…トップページ&gt;メニュー&gt;戸籍・税・保険&gt;介護保険&gt;             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の概要・案内</li> <li>・介護保険の認定</li> <li>・介護保険サービス</li> <li>・介護保険料</li> <li>・介護保険関連事業所向け情報</li> </ul> </li> <li>● 新型コロナウイルス感染症に関する情報を検索しやすいように、介護事業者（訪問、通所、入所施設）向けガイドラインのページを作成し、情報を集約して掲載している。</li> </ul>

# 資料 1 令和 3 年度の組織および分掌事務

## 福祉部 高齢者施策推進室

### 介護保険課

38名

(33名)

- 1 介護保険・障がい福祉専門部会に関する事。
- 2 介護保険制度の周知・普及に関する事。
- 3 介護従事者永年勤続褒賞に関する事。
- 4 元気応援ポイント事業に関する事。
- 5 介護保険業務委託の調整に関する事。
- 6 課内他の係に属しないこと。

#### 介護保険係

4名

(2名)

- 1 介護保険特別会計に関する事。
- 2 介護保険事業計画に関する事。
- 3 高齢者等実態調査に関する事。

#### 介護保険調整担当

1名

- 1 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。
- 2 住所地特例者の管理に関する事。
- 3 適用除外者の管理に関する事。
- 4 被保険者証に関する事。
- 5 保険料の賦課及び減免に関する事。
- 6 保険料の収納計画及び収納管理に関する事。
- 7 保険料の口座振替に関する事。
- 8 保険料の督促及び催告に関する事。
- 9 保険料の徴収及び納付指導に関する事。
- 10 保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- 11 保険料納付証明に関する事。
- 12 保険料の滞納整理に関する事。

#### 資格保険料係

6名

(6名)

#### 介護認定係

7名

(12名)

- 1 要介護認定の申請に関する事。
- 2 要介護認定に係る訪問調査に関する事。
- 3 主治医意見書に関する事。
- 4 要介護認定の決定に関する事。
- 5 受給資格証明書に関する事。
- 6 介護認定審査に関する事。

#### 保険給付係

6名

(4名)

- 1 受給者情報管理に関する事。
- 2 介護保険の給付管理に関する事。
- 3 総合事業の給付管理に関する事。
- 4 高額介護サービス費等に関する事。
- 5 償還払及び一部負担金に関する事。
- 6 利用者負担軽減に関する事。
- 7 介護サービス事業者等への連絡・調整に関する事。
- 8 高額介護サービス費等の貸付に関する事。
- 9 介護サービスの適正化に関する事。

#### 介護事業者支援係

6名

(1名)

- 1 地域密着型サービス事業所の設置支援に関する事。
- 2 地域密着型サービス事業所の指定に関する事。
- 3 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の整備事務等に関する事。
- 4 総合事業の指定に関する事。
- 5 福祉サービス第三者評価に関する事。
- 6 居宅介護支援事業所の指定に関する事。
- 7 介護支援専門員(主任を除く)の研修に関する事。

#### 特養整備推進担当

1名

- 1 特別養護老人ホーム等の計画及び整備の推進に関する事。

#### 介護保険システム担当

1名

- 1 介護保険システムに関する事。

#### 事業者指導係

6名

(8名)

- 1 介護サービス事業者の指導に関する事。
- 2 地域密着型サービス事業者の指導・監督に関する事。
- 3 老人保健施設の指導及び監査に関する事。
- 4 介護保険制度の相談・苦情に関する事。

※ 会計年度任用職員 33名内訳  
 再任用 1名  
 専門 28名  
 補助 4名

## 資料 2 足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会

足立区地域保健福祉推進協議会は、当区における地域保健福祉を推進するために設置された区長の附属機関である。委員の任期は2年、委員定数は50名以内としている。協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉等各種団体連合会、区民、区議会、行政など幅広い分野からの代表者で構成しており、区長の諮問に応じて、地域保健福祉の推進に関する事項や介護保険事業計画の策定等について、調査・研究・協議を行っている。

また、協議会の所掌事項は多岐にわたるため、専門事項の調査研究を担当するための部会を設置している。介護保険事業及び関連事業については、平成12年度より介護保険専門部会を設置している。平成17年度からは障がい福祉施策についても調査・検討を行うため、介護保険・障がい福祉専門部会として活動している。

### (1) 令和3年度開催状況

#### ア 足立区地域保健福祉推進協議会

##### 第1回（令和3年7月16日）

※ 新型コロナウイルス蔓延防止のため、書面開催となった。

##### （報告事項）

- ・ 足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について
- ・ 令和3年度学童保育室の入室申請及び待機児童の状況について
- ・ 令和4年度学童保育室事業者選定の概要について
- ・ 新田地区における学童保育室整備計画について
- ・ 足立区における地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 令和3年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について

##### （情報連絡事項）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する施策について
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について
- ・ 足立区における高齢者の孤立死の現状について
- ・ 養育費確保支援事業の実施について
- ・ 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給について
- ・ 足立区児童育成手当条例施行規則等の一部改正について
- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について

【資料2 足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険・障がい福祉専門部会】

- ・ 令和3年度特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの整備・運営事業公募について
- ・ 障がい者通所施設整備・運営事業者の選定結果について
- ・ 令和2年度障がい福祉センター相談事業の実績について
- ・ 令和2年度生活保護の適正執行及び自立支援の取組み状況について
- ・ 「足立区データヘルス計画」の計画期間延伸について
- ・ 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業の令和2年度実施結果について
- ・ 令和2年度「子どもの健康・生活実態調査」の実施結果（概要）について
- ・ 精神障がい者の措置入院退院後支援事業の実施について
- ・ 放課後子ども教室の令和2年度実施状況と令和3年度の方針について
- ・ 足立区子ども施設指定管理者の評価方法の改定について

第2回（令和3年12月24日）

（報告事項）

- ・ 民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について
- ・ 足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について
- ・ コロナウイルスワクチン接種状況について
- ・ 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について

（情報連絡事項）

- ・ 学童保育室の令和4年4月入室に向けた申請受付について
- ・ 令和4年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について
- ・ 「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の対象者拡大について
- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
- ・ 地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 令和3年度特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 令和2年度介護保険事業の実績について
- ・ 旧千寿第五小学校跡地活用による児童発達支援センターの整備について
- ・ 熱中症及びデング熱対策の取組み結果について
- ・ 「足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和2年度評価について
- ・ 令和2年度 あだちっ子歯科健診の実施結果について
- ・ 千住保育園完全民営化に伴う事業者公募について
- ・ 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について
- ・ 令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について
- ・ 「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業」の実施について



### 第3回（令和4年3月28日）

※ 新型コロナウイルス蔓延防止のため、書面開催となった。

#### （報告事項）

- ・ 障がい福祉センター幼児発達支援室ひよこの千住分室整備について
- ・ 足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について
- ・ 特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について
- ・ 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について

#### （情報連絡事項）

- ・ 後期高齢者医療保険料率の改定について
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
- ・ 令和4年度学童保育室の入室申請受付状況について
- ・ 足立区学童保育室における実地調査の実施について
- ・ 足立区における高齢者の孤立死の現状について
- ・ 令和4年度の児童扶養手当等の手当額について
- ・ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の無料化について
- ・ HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチン予防接種の積極的勧奨再開について
- ・ 3歳児健康診査における屈折検査機器の導入について
- ・ 小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
- ・ 令和4年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について
- ・ 養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について
- ・ 児童虐待防止推進月間の事業実施報告について
- ・ 社協ヘルパーステーション事務所移転について

イ 介護保険・障がい福祉専門部会及び足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

第1回（令和3年7月5日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 令和3年度特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について
- ・ 障がい者通所施設整備・運営事業者の選定結果について
- ・ 足立区における地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 令和2年度障がい福祉センター相談事業の実績について
- ・ 精神障がい者の措置入院者退院後支援事業の実施について
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクトの実施状況について
- ・ 足立区における高齢者の孤立死の現状について

第2回（令和3年11月8日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 令和2年度介護保険事業の実績について
- ・ 令和3年度特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 旧千寿第五小学校跡地活用による児童発達支援センターの整備について

第3回（令和4年2月7日）

※ 新型コロナウイルス蔓延防止のため、書面開催となった。

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 障がい福祉センター幼児発達支援室ひよこの千住分室整備について
- ・ 足立区における高齢者の孤立死の現状について

## (2) 委員名簿

令和3年度 足立区地域保健福祉推進協議会

氏名	選出団体等	役職
菱沼幹男	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科准教授 (学識経験者 地域福祉)	会長
酒井雅男	弁護士(学識経験者 弁護士)	副会長
奥野英子	筑波大学大学院元教授(学識経験者 障がい福祉)	
近藤尚己	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻社会疫学分野教授 (学識経験者 社会疫学・公衆衛生学)	
齊藤多江子	日本体育大学児童スポーツ教育学部准教授(学識経験者 保育学)	
藤原武男	東京医科歯科大学大学院教授(国立成育医療研究センター研究所客員 研究員)(学識経験者 公衆衛生学)	
白石正輝	区議会議員	
浅子けい子	区議会議員	
岡安たかし	区議会議員	
長澤こうすけ	区議会議員	
銀川ゆい子	区議会議員	
太田重久	足立区医師会副会長	
佐藤和義	東京都足立区歯科医師会会長	
藤田義人	足立区薬剤師会会長	
笠原清子	足立区町会・自治会連合会青少年部長	
野辺陽子	足立区民生・児童委員協議会会長職務代理	
片野和恵	足立区女性団体連合会会長	
野尻和良	足立区住区センター連絡協議会副会長	
中村輝夫	足立区友愛クラブ連合会「ねんりん」編集委員会委員長	
小川勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
大竹吉男	足立区ボランティア連合会会長	
福岡靖介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋本飛鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細井和男	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	
小川朝恵	足立区介護サービス事業者連絡協議会訪問看護部会副部会長	
猿渡滝雄	足立区環境衛生協会会長	
藤生武弘	足立区健康づくり推進員会議会長	
名久井昭吉	足立区精神障害者家族会連合会代表(足立区障害者団体連合会)	
加藤仁志	足立区ろう者協会会長(足立区障害者団体連合会)	
小久保兼保	足立区障害者団体連合会会長	
山根佳代子	足立区視力障害者福祉協会理事(足立区障害者団体連合友愛会)	
佐藤奈緒	足立区手をつなぐ親の会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
蔵津あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
川下勝利	足立区民間保育園連合会会長	
古庄宏吉	足立区私立幼稚園協会会長	
大西洋平	足立区立小学校PTA連合会副会長	
田中孝子	足立区立中学校PTA連合会会計	
上野美雪	足立区スポーツ推進委員会副会長	
太田原徹也	警視庁綾瀬警察署生活安全課長	
金子洋一郎	東京消防庁足立消防署警防課長	

(敬称略：順不同)

令和3年度足立区地域保健福祉推進協議会

氏名	選出団体名	役職
長谷川 勝美	副区長	
大山 日出夫	教育長	
鳥山 高章	あだち未来支援室長	
久米 浩一	地域のちから推進部長	
中村 明慶	福祉部長	
馬場 優子	衛生部長	
上遠野 葉子	子ども家庭部長	
大高 秀明	足立区社会福祉協議会常務理事	

(敬称略：順不同)

令和3年度介護保険・障がい福祉専門部会

氏名	選出団体名	役職
菱沼 幹男	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科准教授 (学識経験者 地域福祉)	部会長
酒井 雅男	弁護士(学識経験者 弁護士)	副部会長
奥野 英子	筑波大学大学院元教授(学識経験者 障がい福祉)	副部会長
白石 正輝	区議会議員	
浅子 けい子	区議会議員	
岡安 たかし	区議会議員	
長澤 こうすけ	区議会議員	
銀川 ゆい子	区議会議員	
太田 重久	足立区医師会副会長	
佐藤 和義	東京都足立区歯科医師会会長	
中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会「ねんりん」編集委員会委員長	
小川 勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
福岡 靖介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋本 飛鳥	特別養護老人ホーム「ハピネスあだち」施設長	
細井 和男	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	
名久井 昭吉	足立区精神障害者家族会連合会代表(足立区障害者団体連合会)	
加藤 仁志	足立区ろう者協会会長(足立区障害者団体連合会)	
小久保 兼保	足立区障害者団体連合会会長	
山根 佳代子	足立区視力障害者福祉協会理事(足立区障害者団体連合友愛会)	
佐藤 奈緒	足立区手をつなぐ親の会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
蔵津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会会長(足立区障害者団体連合友愛会)	
久米 浩一	地域のちから推進部長	
中村 明慶	福祉部長	
馬場 優子	衛生部長	

(敬称略：順不同)

## 資料3 足立区介護保険制度のあゆみ

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
平成6年3月	「21世紀ビジョン」の策定(新ゴールドプランと新介護システムの構築を提言) [国]
9月	社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会第2次報告で公的介護保険制度の創設を提唱 [国] 老人保健福祉審議会が公的介護制度について審議開始 [国]
7年2月	老人保健福祉審議会中間報告「新たな高齢者介護システムの確立について」 [国]
7月	老人保健福祉審議会第2次報告「新たな高齢者介護制度について」 [国]
8年1月	老人保健福祉審議会最終報告「高齢者介護保険制度の創設について(概要)」 [国]
4月	老人保健福祉審議会・社会保障制度審議会に「介護保険制度案大綱」諮問→答申 [国]
6月	介護保険制度に関する与党合意(要綱案、懸案事項、制度案の骨子) [国] 介護保険法および介護保険法施行法案を閣議決定 → 国会提出 [国]
11月	介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決 [国]
9年6月	福祉部内に介護保険検討PT設置(制度・財政・電算システム検討部会設置) [区]
7月	医療保健福祉審議会設置 [国]
10月	介護保険法および介護保険法施行法案が参議院で修正可決 [国]
12月	要介護認定モデル事業(平成9年度高齢者介護サービス体制整備支援事業)実施 [区] 介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決 [国] 介護保険関連3法公布(12月17日) [国]
10年4月	福祉部介護保険課設置(1係2担当主査) [区] 「介護支援専門員に関する省令」公布 [国]
8月	足立区高齢者実態調査の実施(高齢者一般・要援護高齢者) [区]
9月	第1回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]
10月	要介護認定モデル事業(平成10年度高齢者介護サービス体制整備支援事業)実施 [区]
12月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布 [国]
11年1月	足立区高齢者実態調査の実施(若年者一般) [区]
2月	足立区介護保険事業者連絡会を設置し定期的を開催(継続中) [区]
3月	足立区高齢者実態調査結果公表 [区] 「介護保険法施行規則」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金算定等に関する省令」等の公布 [国]
4月	福祉部介護保険課組織改正(4係・2担当係長) [区] 介護保険制度説明会(区民対象)を住区センター等で順次開催(11年度～継続中) [区] 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の公布 [国]
6月	居宅介護支援事業者指定受付開始 [都]
7月	「東京都足立区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」制定 [区] 第2回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]
8月	要介護・要支援認定申請受付開始(特養施設入所者、一般10月～) [区] サービス事業者指定受付開始 [都]
9月	介護保険法および介護保険法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令公布 [国] 足立区介護認定審査会委員(第1期)委嘱 [区] 介護保険電算システム資格記録管理・受給者管理システム稼動 [区] 足立区介護保険事業計画中間報告公表 [区]

年月	国・都・区 の 動 き
11年10月	介護療養型医療施設の指定受付開始 [都] 要介護・要支援認定審査開始 [区] 社会保険庁より特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 与党3党より介護制度に関する申し入れ [国]
11月	与党3党申し入れに対する政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策（保険料徴収の半年間延期およびその後1年間半額、訪問介護利用者に対する利用料7%減免等）」発表 [国] 足立区介護保険事業計画中間報告に対する公聴会を区内5ヵ所で順次開催 [区] 要介護・要支援認定結果通知発送開始 [区]
12年1月	介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布 [国]
2月	介護報酬等告示 [国]
3月	被保険者証一斉交付（1号被保険者） [区] 区分支給限度額一本化について医療福祉審議会へ諮問 [国] 東京都介護保険事業支援計画策定 [都] 足立区老人福祉計画（改定）および足立区介護保険事業計画（12～16年度）策定 [区] 足立区介護保険関連条例制定 [区] 足立区高齢社会対策基本条例、足立区地域保健福祉推進協議会条例、足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例制定 [区] 介護保険電算システム全面稼働 [区]
4月	介護保険法施行（4月1日） [国] 足立区介護保険条例および関係条例施行（4月1日） [区] 福祉部介護保険課から区民部介護保険課（5係・1担当係）に組織改正 [区] 「食費特定標準負担減免認定証」「旧措置入所者利用負担減免認定証」「訪問介護負担減免認定証」を該当者に送付 [区]
5月	都国民健康保険団体連合会に対して受給者異動連絡票データ送付開始 [区] 社会保険庁より10月からの特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 都国民健康保険連合会による審査支払事務開始（給付費支払→約3割がエラー） [都]
7月	12年度10月分からの保険料賦課決定通知書を被保険者に郵送 [区]
8月	医療福祉審議会が区分支給限度額の一本化（14年1月実施）について了承（訪問通所サービスの支給限度額の短期入所の利用限度日数への振替措置の推進も併せて了承） [国] 社会保険庁に対し特別徴収者依頼情報を送付 [区]
9月	「介護保険制度の定着へ向けた改善方策について」与党合意 [国]
10月	保険料普通徴収者に対して12年度分保険料納付書を郵送 [区]
11月	第3回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]
12月	高額介護サービス費支給開始 [区] 訪問通所サービスおよび短期入所サービスの支給限度額一本化に係る関係法令公布 [国]
13年1月	居宅介護サービス費区分支給限度額および居宅支援サービス費区分支給限度額基準額改正（ショートステイ利用日数の拡大） [国] 介護支援専門員新任研修実施 [区]
4月	家族介護慰労金支給開始 [区]
12年3月	区分支給限度額一本化について医療福祉審議会へ諮問 [国] 東京都介護保険事業支援計画策定 [都]

年月	国・都・区 の 動 き
12年3月	足立区老人福祉計画(改定)および足立区介護保険事業計画(12~16年度)策定[区] 足立区介護保険関連条例制定[区] 足立区高齢社会対策基本条例、足立区地域保健福祉推進協議会条例、足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例制定[区] 介護保険電算システム全面稼動[区]
4月	介護保険法施行(4月1日)[国] 足立区介護保険条例および関係条例施行(4月1日)[区] 福祉部介護保険課から区民部介護保険課(5係・1担当係)に組織改正[区] 「食費特定標準負担減免認定証」「旧措置入所者利用負担減免認定証」「訪問介護負担減免認定証」を該当者に送付[区]
5月	都国民健康保険団体連合会に対して受給者異動連絡票データ送付開始[区] 社会保険庁より10月からの特別徴収対象者情報受付→突合処理[区] 都国民健康保険連合会による審査支払事務開始(給付費支払→約3割がエラー)[都]
7月	12年度10月分からの保険料賦課決定通知書を被保険者に郵送[区]
8月	医療福祉審議会が区分支給限度額の一本化(14年1月実施)について了承(訪問通所サービスの支給限度額の短期入所の利用限度日数への振替措置の推進も併せて了承) [国] 社会保険庁に対し特別徴収者依頼情報を送付[区]
9月	「介護保険制度の定着へ向けた改善方策について」与党合意[国]
10月	保険料普通徴収者に対して12年度分保険料納付書を郵送[区]
11月	第3回介護支援専門員実務研修受講試験実施[都]
12月	高額介護サービス費支給開始[区] 訪問通所サービスおよび短期入所サービスの支給限度額一本化に係る関係法令公布 [国]
13年1月	居宅介護サービス費区分支給限度額および居宅支援サービス費区分支給限度額基準額改正(ショートステイ利用日数の拡大)[国] 介護支援専門員新任研修実施[区]
4月	家族介護慰労金支給開始[区] 訪問調査員研修実施(偶数月実施 計6回)[区] 介護支援専門員現任研修開始(全7回)[区]
5月	あだち1万人の介護者家族会発足[区]
10月	介護保険料本来額徴収開始[国]
11月	要介護認定モデル事業実施[国] 平成13年度介護支援専門員実務研修受講試験実施[都] 介護認定審査会支援システム稼動[区] 足立区介護サービス事業者連絡協議会設立[区]
14年1月	支給限度額一本化開始[国]
2月	介護支援専門員新任研修開始(全4回)[区]
3月	足立区介護保険事業者ガイド、足立区介護保険地域サービスマップ発行[区]
4月	介護保険サービス利用者負担額の軽減措置事業(都制度)開始[区] 第2期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施[区]
15年3月	保険料の自動電話催告システム稼動開始[区]
4月	介護報酬改定[国]

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区 の 動 き
15年4月	要介護認定一次判定ソフト改訂 [国] 生活困難者に対する保険料の軽減制度（区独自）実施 [区]
10月	介護保険制度の見直しに向けた東京都からの提案（試案） [都]
12月	介護サービス利用者アンケート調査の実施 [区]
16年1月	介護制度改革本部設置 [国]
3月	くらしいきいき介護保険－在宅介護のための介護保険活用読本－の作成 [区] 介護給付適正化特別対策事業報告書の作成 [区]
4月	要介護認定有効期間の拡大 [区]
12月	介護給付費適正化特別対策事業－介護給付費通知－の実施 [区]
17年1月	介護保険制度改革の円滑な実施に向けた東京都からの提案 [都]
2月	介護保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定 → 国会提出 [国]
3月	第3期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区] 中高年からの介護予防読本－すばらしい「老い」を求めて－の作成 [区]
4月	区民部介護保険課から福祉部介護保険課（5係・2担当係）に組織改正 [区] 足立区介護サービス事業者ガイドブック、ハートページの発行 [区]
8月	一足立区介護保険の施策を考える－の作成 [区]
10月	改正介護保険法施行 [国]
11月	要介護認定モデル事業実施 [国]
18年4月	改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始 [国]
11月	厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする [国]
19年10月	足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱施行 [区]
20年3月	第4期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区]
4月	元気応援ポイント事業開始 [区]
9月	要介護認定モデル事業実施 [区]
11月	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告）公聴会・パブリックコメント実施 [区] 「介護の日」制定記念事業実施（9月～12月） [区]
21年3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行 [国] 介護報酬プラス3%改定の政府決定 [国] 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付 [国]
4月	改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国] 要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
5月	裁判員制度家族支援事業実施 [区]
9月	介護従事者処遇改善交付金の実施 [都]
10月	要介護認定の調査方法一部見直し [国] 介護保険料のコンビニエンス収納開始 [区]
11月	介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]



年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
22年6月	「指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について（小規模多機能型居宅介護事業所における障がい児（者）受け入れ事業）〔国〕
22年9月	「特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について」の一部改正について（ユニット個室の床面積の変更等）〔国〕
11月	介護従事者永年勤続褒賞事業実施〔区〕
23年3月	東日本大震災に伴う保険料および利用料の取り扱いに関する通知を发出〔国〕
4月	保険料の電子収納サービス（マルチペイメント）の運用開始〔区〕
5月	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間および要支援認定有効期間の特例に関する省令の公布および施行〔国〕
6月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布〔国〕（施行 H24. 4. 1） <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなサービスの創設</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護      ・複合型サービス</li> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業の創設</li> <li>○財政安定化基金の特例（基金の取崩）</li> <li>○介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引等）の実施</li> <li>○保険料段階3段階の特例      など</li> </ul>
8月	指定居宅サービス等の人員、設備および運営に関する基準等の一部改正〔国〕（施行 H23. 9. 1）（「一部ユニット型施設」を廃止し、別々の施設として認可・指導等を行う）
10月	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令〔国〕（施行 H24. 4. 1）（施設基準等の条例委任に伴う改正…従うべき基準・標準・参酌すべき基準） 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律およびそれに伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行〔国〕（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、サービス付き高齢者向け住宅における住所地特例の適用、適合高専賃の廃止等） 中間報告公聴会・説明会実施〔区〕
11月	高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施〔区〕
24年1月	社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定〔国〕（介護報酬改定率1.2%）
4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行（施行 H24. 4. 1） <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たなサービスの創設</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護      ・複合型サービス</li> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業の創設</li> <li>○財政安定化基金の特例（基金の取崩）</li> <li>○介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引等）の実施</li> </ul> など 改正介護保険法施行〔国〕 介護報酬改定〔国〕 介護保険条例、施行規則の一部改正施行〔区〕 ○第1号被保険者の段階区分の変更（第10段階から第12段階へ変更）

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区 の 動 き
12月 25年2月	<p>○保険料の特例第3段階の新設</p> <p>○段階別保険料額の改正</p> <p>介護保険料滞納整理専門員の配置[区]</p> <p>足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例、施行規則の制定[区]</p>
25年2月	<p>東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長[国]</p>
25年8月	<p>社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ[国]</p> <p>(介護保険制度改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一定以上の所得のある利用者の負担は引き上げるべき。</li> <li>○食費や居住費についての補足給付の支給には資産を勘案すべき。</li> <li>○特養は中重度に重点化を図るとともに、デイサービスは重度化予防に効果がある給付への重点化を図るべき。</li> <li>○低所得者の1号保険料について、軽減措置を拡充すべき。</li> <li>○介護納付金について、負担の公平化の観点から、総報酬額に応じたものとすべきだが、後期高齢者支援金の状況も踏まえつつ検討。</li> <li>○引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組む必要。</li> </ul>
10月	<p>持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（閣議決定、国会提出）[国]</p>
26年6月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布[国]</p> <p>○居宅サービス等の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけるものとする。こと。（施行H28.4.1までの間で政令で定める日）</li> <li>・指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。（施行H30.4.1）</li> </ul> <p>○施設サービス等の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とするものとする。こと。（施行H27.4.1）</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。こと。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。こと。（施行H27.4.1）</li> </ul> <p>○費用負担の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とするものとする。こと。（施行H27.8.1）</li> <li>・特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。こと。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の二倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。こと。（施行H27.8.1）</li> <li>・市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとする。こと。（施行H27.4.1）</li> </ul>

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
	<p>○地域支援事業の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成 29 年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。（施行 H27. 4. 1）</li> <li>・地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成 30 年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。</li> </ul> <p>ア 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業</p> <p>イ 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業</p> <p>ウ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業（施行 H27. 4. 1）</p> <p>○介護保険事業計画の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。こと。（施行 H27. 4. 1）</li> </ul>
26 年 9 月	「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の告示について[国]
12 月	<p>「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について[国]</p> <p>○福祉用具専門相談員の要件の見直し</p> <p>○第 1 号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直し</p> <p>○介護保険料改定に当たって必要となる諸係数の改定</p> <p>○介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者の見直し関係（施行 H27. 4. 1）</p>
27 年 1 月	<p>中間報告公聴会・説明会実施[区]</p> <p>高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]</p> <p>「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について[国]</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について[国]</p>
2 月	<p>社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定[国]（介護報酬改定率-2. 27%）</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について[国]</p> <p>地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて[国]</p> <p>東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について[国]</p> <p>平成 27 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて[国]</p>

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区 の 動 き
27年3月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について〔国〕</p> <p>○介護保険法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費等の給付割合が 80/100 となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行 H27. 8. 1)</li> <li>・自己負担限度額が 44,400 円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行 H27. 4. 1)</li> <li>・住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めること。(施行 H27. 4. 1)</li> </ul> <p>○介護保険法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対して負担割合証を交付するものとする。こと。(施行 H27. 8. 1)</li> <li>・要介護認定及び要支援認定に係る更新時の有効期間に関して、現在は一部原則 6 か月、上限 12 か月となっているものを、一律に原則 12 か月、上限を 24 か月とすること。(施行 H27. 4. 1)</li> </ul>
4月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係 (施行 H27. 4. 1) 〔国〕</p> <p>○予防給付 (訪問介護・通所介護) を地域支援事業に移行</p> <p>○特別養護老人ホームの入所基準を原則要介護 3 以上</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象</p> <p>介護報酬改定〔国〕</p> <p>介護保険条例、施行規則の一部改正施行〔区〕</p> <p>○第 1 号被保険者の段階区分の変更 (第 1 2 段階から第 1 4 段階へ変更)</p> <p>○段階別保険料額の改正</p> <p>○所得段階 1 段階の第 1 号被保険者の保険料軽減</p>
8月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係 (施行 H27. 8. 1) 〔国〕</p> <p>○一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を 2 割へ引き上げ</p> <p>○特定入所者介護サービス費等の支給 (補足給付) 要件について、所得のほかに資産の状況も斟酌</p>
28年4月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係 (施行 H28. 4. 1) 〔国〕</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) の実施</p> <p>○地域密着型通所介護の創設</p> <p>定員 18 人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行〔区〕</p>
8月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係 (施行 H28. 8. 1) 〔国〕</p> <p>○低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」(補足給付) の収入要件に「非課税年金 (障害年金・遺族年金)」を追加</p>
10月	<p>介護予防・日常生活支援総合事業開始〔区〕</p>
11月	<p>第 7 期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施 〔区〕</p>

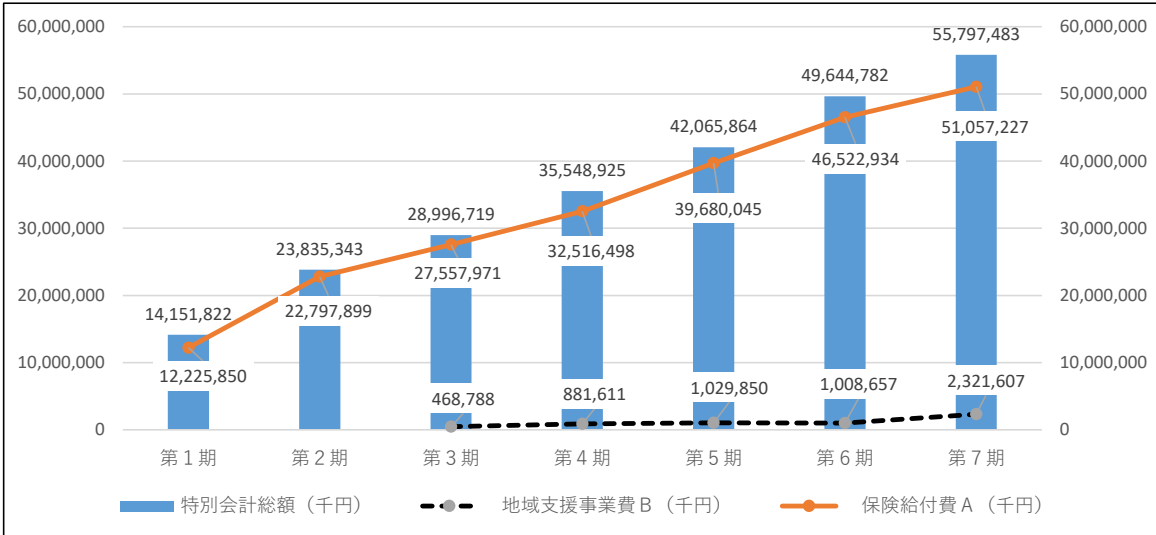
年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
29年4月	介護報酬改定[国]
	介護保険条例の一部改正施行[区]
	○介護保険料段階の所得指標見直し
6月	地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律公布[国]
8月	高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直し[国]
10月	第7期介護保険事業計画中間報告公聴会（5か所）、町自連への説明会（10か所）実施[区]
11月	第7期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
30年4月	新たな介護保険施設「介護医療院」の創設[国]
8月	介護サービス利用者の自己負担割合3割開始[国]
元年12月	第8期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施[区]
2年10月	第8期介護保険事業計画中間報告公聴会（6か所）、町自連への説明会（2か所）実施[区]
	第8期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
3年3月	介護保険条例の一部改正施行[区]（令和3年4月施行）
	○第1号被保険者の段階別介護保険料額の見直し
3年8月	低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件の変更[国]
4年2月	介護職員処遇改善支援補助金交付（同年9月まで）[国]
	○介護職員1日当たり月額9,000円（3%）相当賃上げ
4年10月	介護職員等ベースアップ等支援加算創設[国]

## 資料4 制度発足以来の推移

第1期（平成12年度～14年度）、第2期（平成15年度～17年度）、第3期（平成18年度～20年度）、第4期（平成21年度～23年度）、第5期（平成24年度～26年度）、第6期（平成27年度～29年度）、第7期（平成30年度～令和2年度）、第8期（令和3年度～令和5年度）

※数値は、特に記載がない限り、各期初年度の4月1日現在

### ●特別会計における保険給付費と地域支援事業費

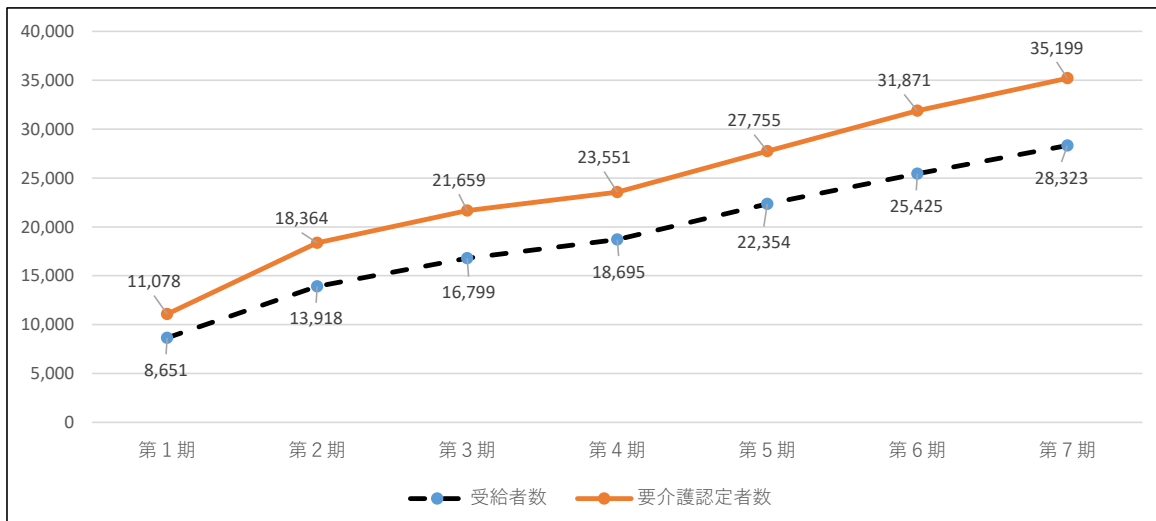


特別会計の総額（保険給付費・地域支援事業費のほかに事務的経費等を含む。）は、第1期の14,151,822千円から第7期の55,797,483千円へ、3.9倍に増えている。

保険給付費は、第1期の12,225,850千円から第7期の51,057,227千円へ、4.2倍となっている。

第3期から地域支援事業が始まり、その第7期の事業費は2,321,607千円と、特別会計総額の4.2%となっている。

### ●要介護・要支援認定者数と受給者数



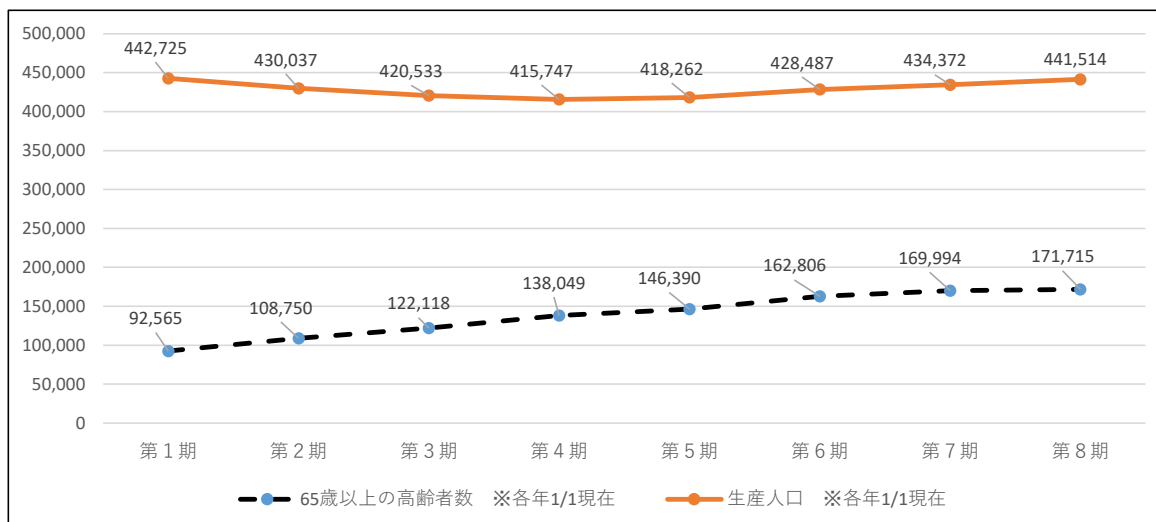
要介護・要支援認定者数は、第1期の11,078人から第7期の35,199人へ、3.2倍に増えている。

そのうち介護サービスの受給者数（各年5月月報：3月サービス分）は、第1期の8,651人から第7期の28,323人へ、3.3倍に増えている。

第7期では、受給者数は要介護・要支援認定者数の80.5%である。

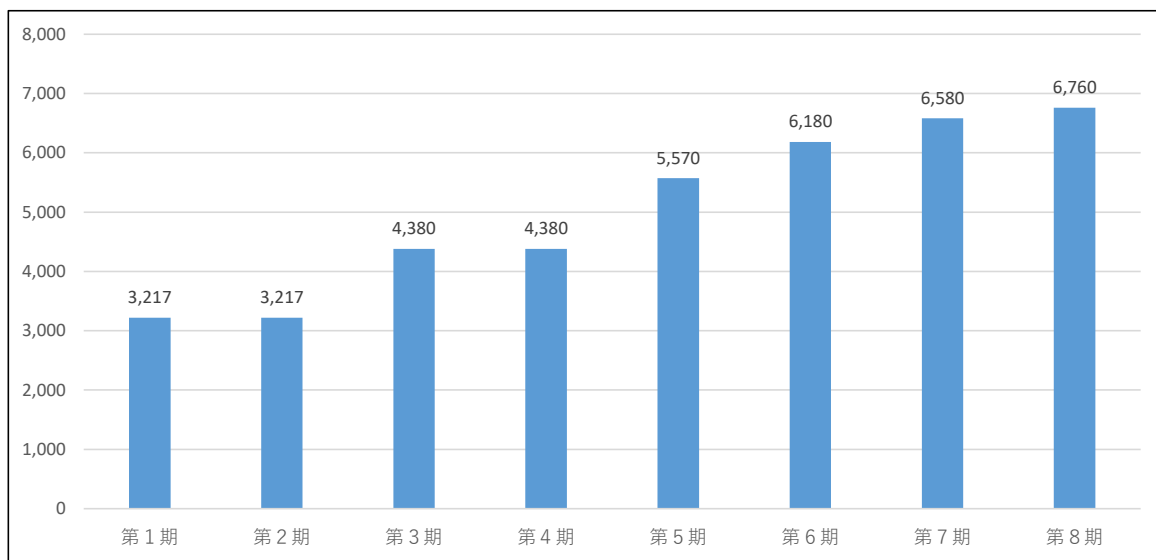
【資料4 制度発足以来の推移】

●高齢者人口と生産人口



第1期においては、生産年齢人口は442,725人で、高齢者人口92,565人の4.8倍であった。  
第8期においては、生産年齢人口は441,514人で、高齢者人口171,715人の2.6倍となっている。

●介護保険料の基準月額



保険料の基準月額は、第1期においては、3,217円であった。第8期においては、6,760円となっている。





令和4年9月 発行

発行 足立区

編集 足立区 福祉部

高齢者施策推進室長付 介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111 内線2011

*ADACHI CITY*